

(案)
岩倉市教育振興基本計画

2016 年（平成 28 年）11 月

岩倉市教育委員会

目 次

第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の性格.....	1
3 計画の期間.....	1
4 計画の位置付け.....	2
第2章 岩倉市の教育・生涯学習等を取り巻く状況	3
1 国の動向.....	3
2 岩倉市の状況.....	5
3 アンケート調査の結果.....	11
4 ヒアリング調査の結果.....	21
第3章 めざす姿.....	24
1 基本理念.....	24
2 基本方針.....	24
3 基本目標.....	25
4 施策の体系.....	27
第4章 施策の方向性.....	28
基本目標1 「まちづくり人」を育む教育の推進	28
施策1 子育て支援の推進	28
施策2 確かな学力の育成	30
施策3 豊かな心・たくましい体の育成	33
施策4 給食等を通じた食育の推進	36
施策5 学校における教育体制の整備	38
施策6 安心して学べる環境づくり	40
基本目標2 家庭・地域とともに進める教育の展開	42
施策1 保護者・家庭の教育力の向上	42
施策2 地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成	44
施策3 青少年の健全育成活動の展開	45
基本目標3 生涯を通じた学びあいの定着	47

施策 1	市民の生涯学習活動を支える環境づくり	47
施策 2	現代的課題に対応した学習の推進	49
施策 3	市民の主体的活動の活性化	51
施策 4	図書館サービスの充実	52
基本目標 4	文化・芸術を育む風土の醸成	54
施策 1	文化・芸術にふれる機会の充実	54
施策 2	「音楽のあるまちづくり」の推進	55
施策 3	文化・芸術活動を促進する環境整備	56
基本目標 5	地域の歴史・文化の次世代への継承	57
施策 1	岩倉市固有の文化に対する理解促進	57
施策 2	地域の伝統文化の保存・継承	59
施策 3	文化財の保存と活用	60
基本目標 6	豊かなスポーツライフの実現	61
施策 1	市民主体のスポーツ活動の活性化	61
施策 2	競技スポーツの振興	63
施策 3	スポーツ環境の整備	64
第 5 章	数値目標の設定	65
第 6 章	推進体制	71
1	計画推進にあたっての体制整備	71
2	計画の評価・検証体制	71
資料編		73
1	策定の経過	73
2	検討組織	74

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨と背景

近年、わが国においては、少子高齢化の急速な進行、国際化の進展による世界情勢の急速な変化への対応、環境問題や貧困問題の顕在化、地域間の格差の広がり、社会における安全・安心の確保等、様々な課題が生じています。こうしたなか、子どもたちが心豊かに学ぶことができ、そして人々が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。

国においては、2006年（平成18年）に「教育基本法」が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて2008年（平成20年）に「教育振興基本計画」が策定され、教育基本法に示された基本理念の実現に向けた基本方向が定められました。さらに、2013年（平成25年）にはその後の社会情勢の変化等をふまえた「第2期教育振興基本計画」が策定され、国では教育改革を最重要課題のひとつとして取組が進められています。

また、愛知県においても、2016年（平成28年）に「あいちの教育ビジョン2020—第三次愛知県教育振興基本計画—」が策定され、愛知県の将来を支え、発展させていく人づくりに向けた取組が進められています。

「岩倉市教育振興基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、本市におけるこれまでの教育施策や様々な地域活動、国・県の動向をふまえ、今後本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、学校をはじめ、市民、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進するため策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、「教育基本法」第17条第2項に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

また、本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を踏まえ策定するものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、2017年度（平成29年度）から2026年度（平成38年度）までの10年間とします。なお、必要に応じて、中間年度を目途に、本計画の見直しを行います。

■計画期間

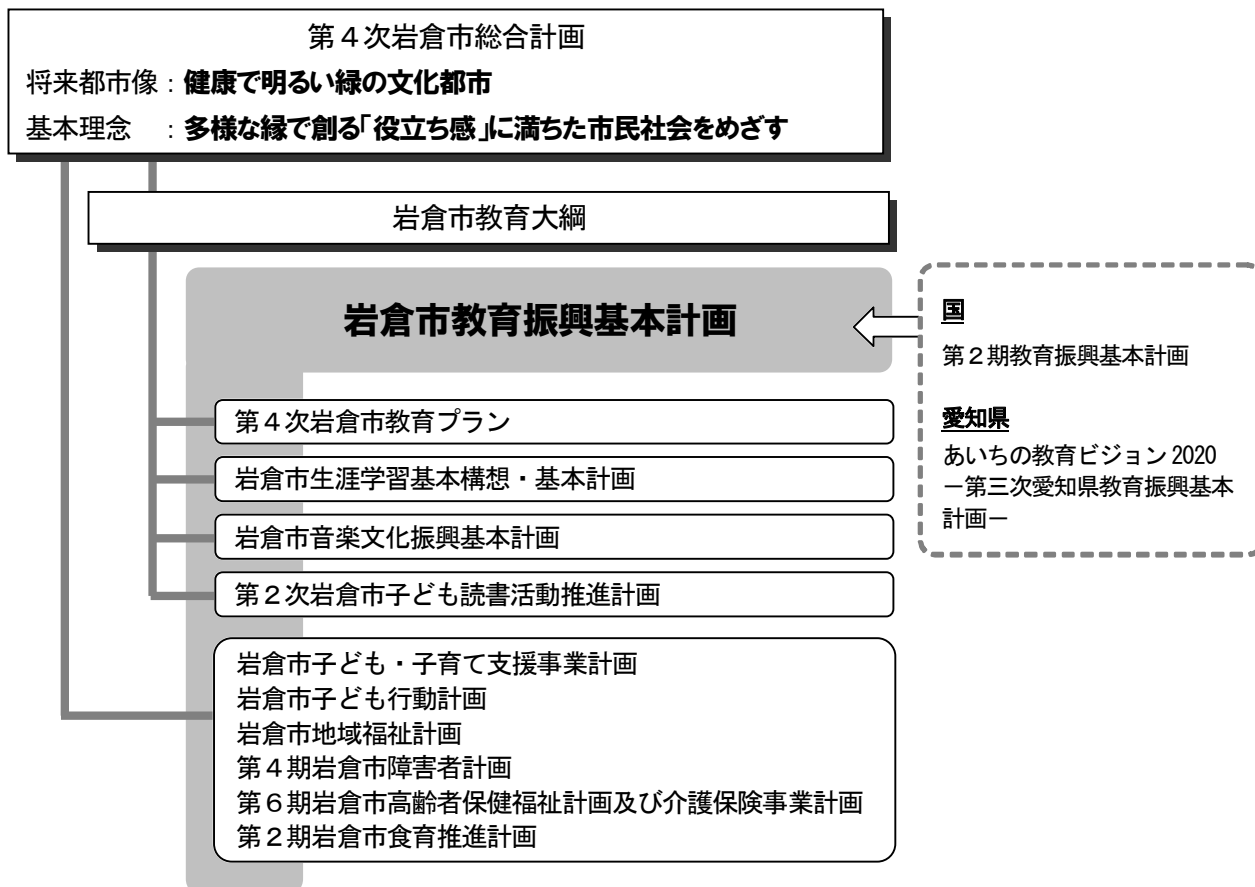
年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)
岩倉市教育振興基本計画							◎					
	策定						中間見直し					改訂

4 計画の位置付け

本計画は、国の「第2期教育振興基本計画」や、愛知県の「あいちの教育ビジョン2020―第三次愛知県教育振興基本計画―」等の内容を踏まえて策定しました。

また、本計画は、「第4次岩倉市総合計画」の学校教育・生涯学習分野に関する具体的な部門別計画として位置付け、岩倉市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しました。

■計画の関連イメージ



■関連計画の期間等

	計画名
国	「第2期教育振興基本計画」(平成25年度～平成29年度)
愛知県	「あいちの教育ビジョン2020―第三次愛知県教育振興基本計画―」(平成28年度～平成32年度)
岩倉市	「第4次岩倉市総合計画」(平成23年度～平成32年度) 「岩倉市教育大綱」 「第4次岩倉市教育プラン」(平成25年度～平成28年度) 「岩倉市生涯学習基本構想・基本計画」(平成15年3月策定) 「岩倉市音楽文化振興基本計画」(平成10年3月策定) 「第2次岩倉市子ども読書活動推進計画」(平成28年度～平成32年度) 「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～平成31年度) 「岩倉市子ども行動計画」(平成25年度～平成29年度) 「岩倉市地域福祉計画」(平成25年度～平成29年度) 「第4期岩倉市障害者計画」(平成25年度～平成29年度) 「第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(平成27年度～平成29年度) 「第2期岩倉市食育推進計画」(平成27年度～平成31年度)

第2章 岩倉市の教育・生涯学習等を取り巻く状況

1 国の動向

(1) 教育行政

わが国では、2006年（平成18年）に「教育基本法」が改正され、教育の目的及び理念等が示されました。また、「教育基本法」に基づき、教育に関する総合的な計画として2008年（平成20年）に「教育振興基本計画」が策定され、その後、社会情勢の変化等を踏まえ、2013年（平成25年）、第2期となる「教育振興基本計画」が策定されました。「第2期教育振興基本計画」では、教育行政の方向性として次の4つの基本的方向性を掲げています。

■第2期教育振興基本計画の4つの基本的方向性

①社会を生き抜く力の養成	・生きる力の確実な育成（幼稚園～高校） ・課題探求能力の修得（大学～） ・自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体） ・社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
②未来への飛躍を実現する人材の養成	・社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成
③学びのセーフティネットの構築	・意欲ある全ての者への学習機会の確保 ・安全・安心な教育研究環境の確保
④絆づくりと活力あるコミュニティの形成	・互助・共助による活力あるコミュニティの形成

また、2014年（平成26年）に成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、教育行政の責任の明確化、「総合教育会議」の設置等、一歩踏み込んだ教育委員会制度の改革が求められることとなりました。

(2) 子育て支援

「教育基本法」において、幼児教育は「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」と位置付けられています。3歳以上の就学前児童への幼児教育を行う場として幼稚園が、保育を必要とする就学前児童への保育を行う機関として保育園がありますが、2006年（平成18年）10月には、親の就労にかかわらず、教育と保育を一体的に提供する「認定こども園制度」が創設されました。さらに、2012年（平成24年）8月に、「子ども・子育て関連3法^{※1}」が制定され、この3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

^{※1} 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法。

（３）生涯学習

生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味等、様々な場や機会において行う学習のことです。「第２期教育振興基本計画」では、国民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現をめざしています。近年では人口減少、少子高齢化等を背景に、多様化・複雑化する地域の生活課題に対応するための生涯学習という位置付けも重視されてきています。

また、図書館においては「地域の知の拠点」として、情報化の進展への対応やレファレンスサービスの充実等、人々にとって利用しやすい施設となるための環境の整備が求められています。

（４）文化芸術

2001年（平成13年）に「文化芸術振興基本法」が制定され、これに基づき文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定されています。2015年（平成27年）に第4次基本方針が定められており、この中では、地方創生や国際化などの近年の社会情勢の変化を踏まえた文化政策の方針が示されています。

この方針の中で、文化芸術は国民全体の社会的財産及び創造的な経済活動の源泉であり、わが国の国力を高めるものとして位置付けられています。

（５）スポーツ

2011年（平成23年）に「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。「スポーツ基本法」では「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出」などが基本理念として謳われており、この法律に基づいて2012年（平成24年）に「スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

また、2020年（平成32年）には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることとなり、日本全体で、競技会場の整備やオリンピック関連イベントの開催などを通じてスポーツ振興の気運が高まっています。

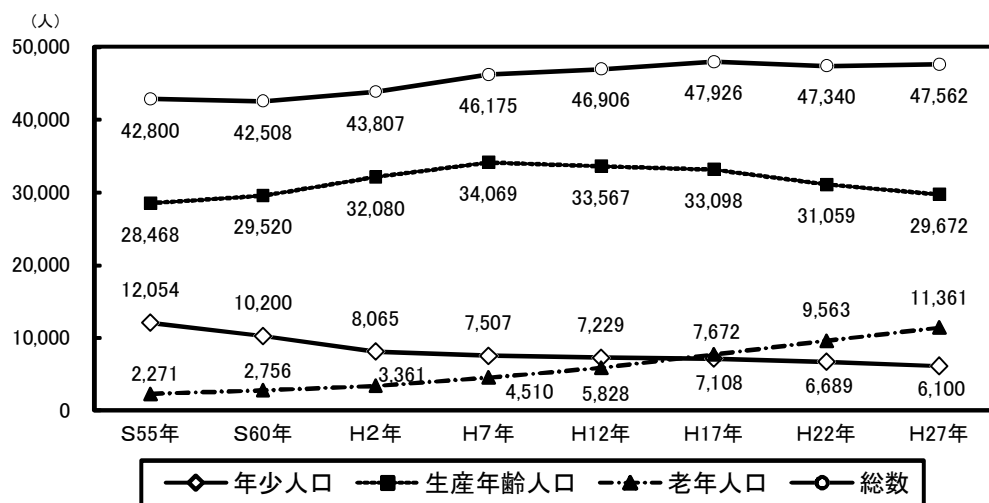
2 岩倉市の状況

(1) 人口の状況

○国勢調査によれば、2015年（平成27年）の本市の人口は47,562人となっています。人口はここ10年間47,000人台で推移しています。

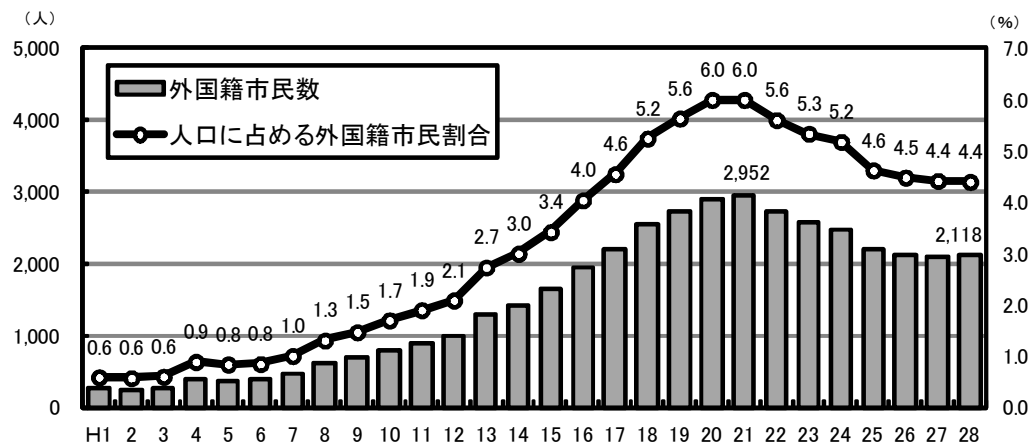
○本市の外国籍市民の割合は、2016年（平成28年）4月時点で4.4%となっています。外国籍市民の割合は2008年（平成20年）、2009年（平成21年）まで継続して増加し、6.0%にまで達しましたが、リーマンショック等の影響によりその後減少に転じています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■外国籍市民割合の推移



資料：市民窓口課（各年4月時点）

日本全体が人口減少社会に突入しており、本市においても人口は横ばいで推移しているものの、少子高齢化が進行しています。これらの人口構成の変化に対応した教育・生涯学習等の施策が必要となっています。また、外国籍市民の割合が大きいのも本市の特徴の一つであり、多文化共生の視点も重視していく必要があります。

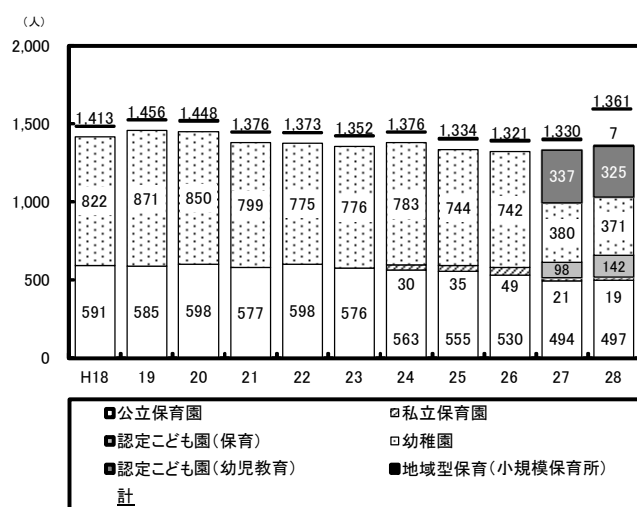
(2) 園児、児童生徒数の状況

○本市の幼稚園園児数と保育園の園児数は、ともに減少傾向で推移しており、保育園よりも幼稚園の園児数で減少率が高くなっています。保護者の保育ニーズが高まるなか、2014 年度（平成 26 年度）に市内の 1 幼稚園が、2015 年度（平成 27 年度）には 2 幼稚園が幼稚園と保育園の両方の機能を持つ「認定こども園」に移行しました。

○小学校の児童数は、ゆるやかに減少しています。最も減少数が大きい小学校が岩倉東小学校であり、10 年間で約 100 人の児童数が減少しています。

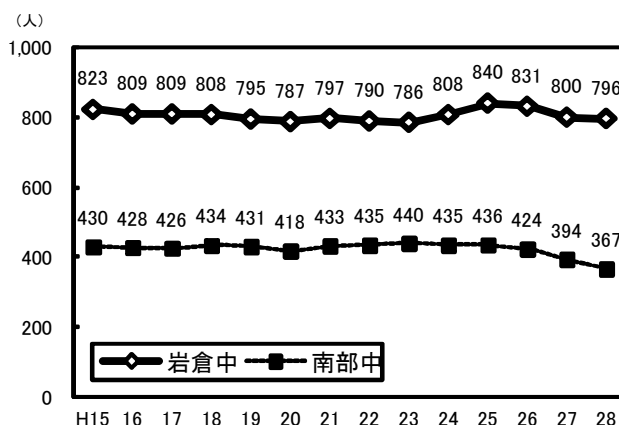
○中学校の生徒数は岩倉中学校、南部中学校ともに大きな変動はありません。

■園児数の推移



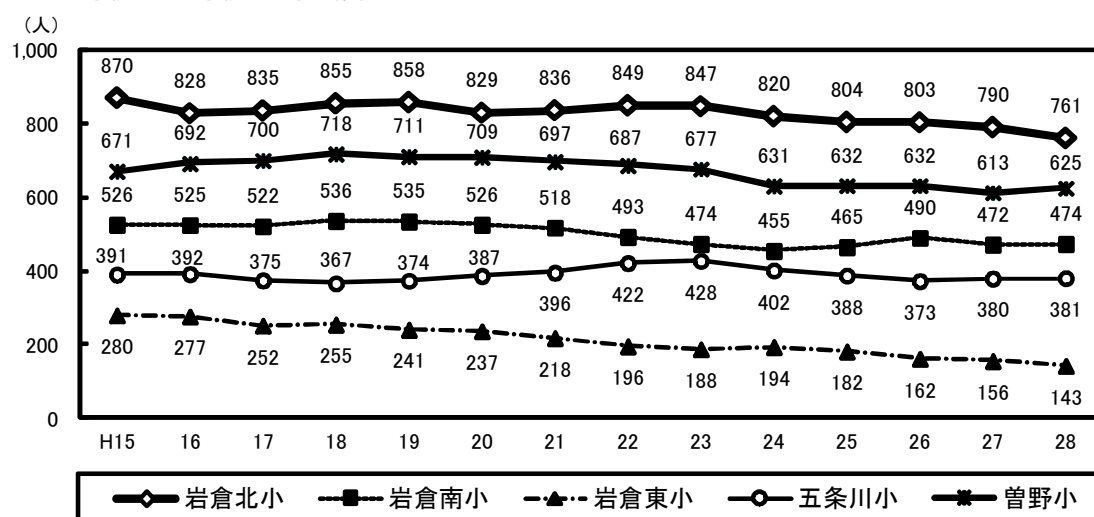
資料：学校基本調査、子育て支援課

■学校別・中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査

■学校別・小学校児童数の推移



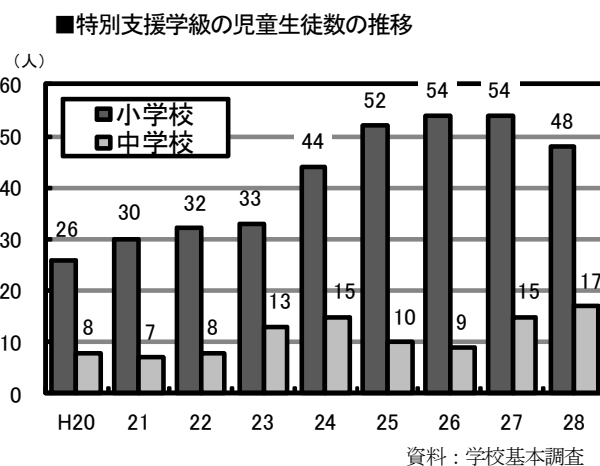
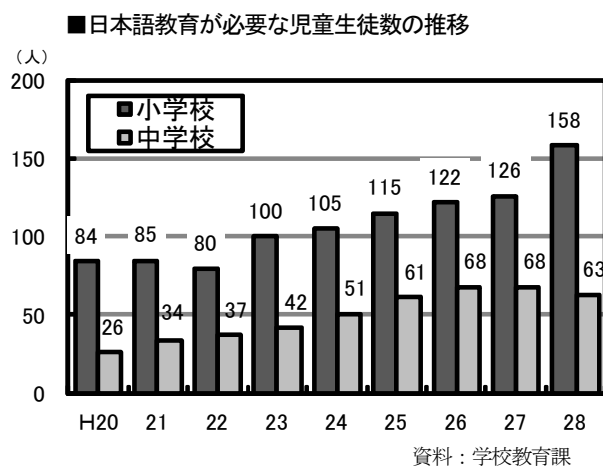
資料：学校基本調査

今後も児童生徒数は全体的にゆるやかに減少していくことが見込まれます。また、小学校では学校ごとに児童数の差があるため、それぞれの規模に応じた教育が求められます。

（３）日本語教育が必要な児童生徒や特別支援学級の状況

○日本語教育が必要な児童生徒数は、小中学校ともに年々増加傾向にあります。当該児童生徒に対しては、「外国人児童生徒適応指導事業」により日本語指導や母語（ポルトガル語）指導を行っています。

○小学校・中学校の特別支援学級の児童生徒数は、小学校で増加傾向にあります。また、通級指導教室^{※2}として「ことばの教室（言語障害）」「すずらん教室（発達障害）」を設置しています。



本市では、外国人市民の割合が高く、それに伴い日本語教育が必要な児童生徒も多くなっています。また、発達障害などの支援が必要な児童生徒は増加傾向にあります。

（４）生涯学習活動の状況

○本市における生涯学習を推進するための取組として、生涯学習講座の開催、生涯学習サークルの育成・支援、生涯学習に関する情報提供などを行っています。また、そのほか家庭教育（子育て親育ち推進事業）や青少年の健全育成などに取り組んでいます。

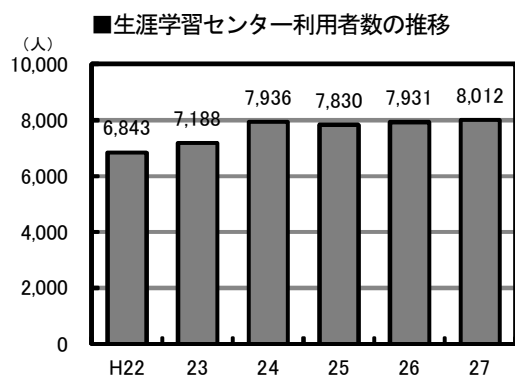
○「音楽のあるまちづくり」をめざし、セントラル愛知交響楽団の指導のもと、岩倉市ジュニアオーケストラを運営しています。このほか、市役所庁舎でのロビーコンサートの開催、小中学校での音楽鑑賞会の実施、中学校の部活動への指導等を行っています。

○文化・芸術活動の発表機会の場として、文化協会との連携のもと、市民文化祭、市民音楽祭、市民茶会などを開催しています。また、市民が優れた文化・芸術にふれることができる機会として文化講演会、市民芸術劇場を開催しています。

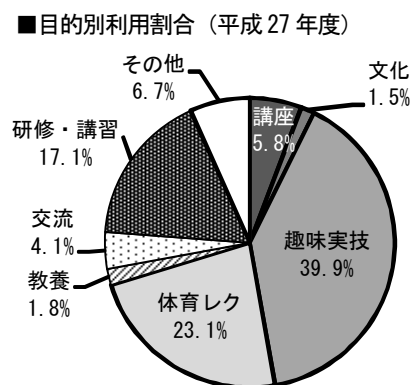
○本市には、市民の生涯学習の拠点として岩倉市生涯学習センターがあります。年間8,000人近い利用者があり、趣味実技や体育系レクリエーションで利用される割合が高くなっています。

※2 通級指導教室

通常の学級に在籍している障害がある児童生徒のうち、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。



資料：いわくらの統計、岩倉市の教育



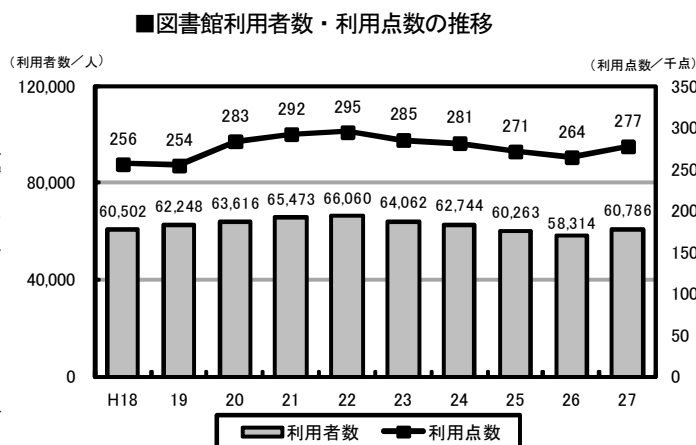
資料：岩倉市の教育

本市の生涯学習活動のなかでも、市民・音楽家・行政の協働による「音楽のあるまちづくり」は特徴的な取組の一つであり、さらに磨きあげていく必要があります。また、近年は生涯学習の範囲が幅広くなり、個々で活動する人も増えてきています。公共が担うべき生涯学習のあり方や、学習活動を活発化するための仕組みづくり、環境づくりについて検討していく必要があります。

（５）図書館の状況

○岩倉市図書館は、1983 年（昭和 58 年）に開館しました。近年の利用者数、利用点数はともに 2010 年（平成 22 年）をピークにやや減少傾向にあります。利用点数の内訳では、「児童」の利用が増加しており、子どもの読書活動が活発になっていることがうかがえます。

○図書館では図書資料を幅広く選書・収集しています。また、人形劇フェスティバルやお話し会などの各種イベント等を開催しています。



資料：岩倉市の教育

■利用点数の内訳（単位：点）

	郷土資料	一般	ヤングアダルト	家庭	児童	絵本	紙芝居	視聴覚資料	雑誌
平成 18 年度	634	115,462	2,496	39,725	36,430	37,880	2,138	7,844	13,247
平成 19 年度	535	115,075	3,340	38,550	35,907	39,276	1,954	6,874	12,796
平成 20 年度	453	127,076	4,856	43,839	38,933	44,455	2,062	7,966	13,626
平成 21 年度	543	132,444	5,309	46,563	40,028	44,178	1,707	7,031	14,263
平成 22 年度	439	131,554	4,597	46,163	40,684	47,433	2,008	8,011	13,750
平成 23 年度	477	125,624	3,856	46,684	39,234	47,241	1,946	7,418	12,544
平成 24 年度	446	120,984	3,322	45,610	40,260	49,282	1,691	7,364	12,273
平成 25 年度	384	117,217	2,968	42,229	41,239	45,587	1,932	7,527	11,870
平成 26 年度	341	110,810	2,252	41,142	43,083	45,397	1,496	8,036	11,679
平成 27 年度	272	112,629	1,746	40,087	46,337	51,121	1,605	10,207	12,670

資料：岩倉市の教育

図書館の利用者数は微減傾向が続いており、より一層利用しやすい環境づくり等を行うことで、市民にとって身近な場としていくことが重要です。

（６）文化財・史跡の状況

○本市では、弥生時代の住居跡である大地遺跡（愛知県指定史跡）をはじめとする各種文化財を有しています。史跡公園には、弥生時代の住居跡に復元した竪穴住居や室町時代の農家の型式をそのまま残している鳥居建民家があります。

○岩倉市山車保存会などと連携し、地域の伝統である山車（だし）の保存に努めています。

○岩倉市図書館の３階には郷土資料室を設置し、特色ある民俗資料等を展示しています。

地域の伝統文化継承の気運を高め、保存活動を活発にしていく必要があります。

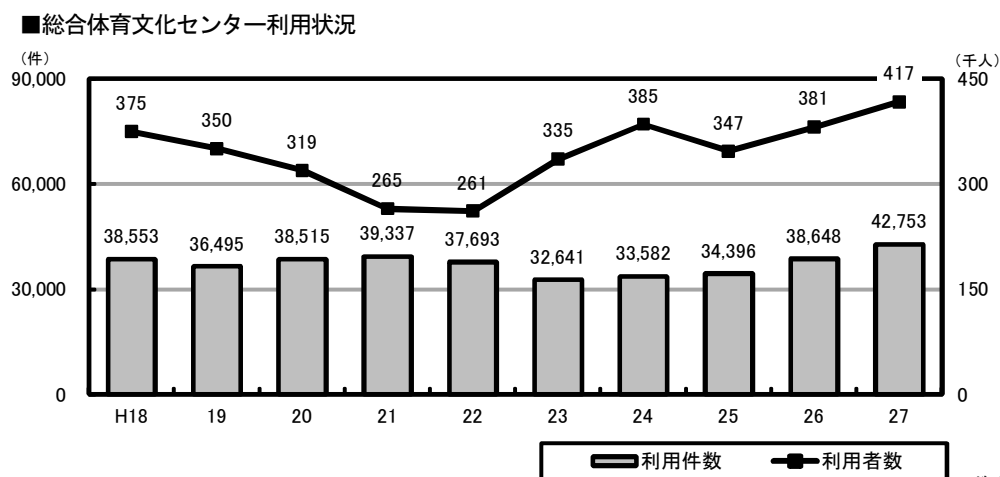
（７）スポーツの状況

○本市には、総合体育文化センター、テニスコート、スポーツ広場などのスポーツ施設があり、市民のスポーツ活動の拠点となっています。また、小中学校の体育館等を身近なスポーツの場として開放しています。

○総合体育文化センターの利用件数は、2011 年度（平成 23 年度）以降、継続して増加しています。

○本市のスポーツの振興に向け、スポーツ推進委員や体育協会、スポーツレクリエーション協会等との連携のもと、スポーツ指導者の育成、各種スポーツ団体への支援、スポーツ大会・教室の開催などを行っています。

○地域コミュニティを中心に、市民に身近なスポーツ活動を推進する総合型地域スポーツクラブとして、2008 年度（平成 20 年度）に「岩倉北スポーツクラブ」が発足しました。その後、2011 年度（平成 23 年度）からは「岩倉スポーツクラブ」に改名し、活動を行っています。



少子高齢化の状況等を踏まえながら、市民が気軽にスポーツに取り組めるよう、環境整備を推進していく必要があります。

(8) 岩倉市の教育に関する施設等の状況

■岩倉市内の教育施設

区分		数	園・学校名
幼稚園	私立	2	岩倉幼稚園、曾野幼稚園
認定こども園	私立	3	曾野第二幼稚園・子どもの庭保育園、岩倉北幼稚園、ゆうか幼稚園
小学校	市立	5	岩倉北小学校、岩倉南小学校、岩倉東小学校、五条川小学校、曾野小学校
中学校	市立	2	岩倉中学校、南部中学校
高等学校	県立	1	岩倉総合高等学校

■岩倉市内の社会教育施設

施設名	供用開始年月
図書館	昭和 58 年 5 月
史跡公園	平成 8 年 4 月
生涯学習センター	平成 22 年 1 月

■岩倉市内のスポーツ施設

施設名		供用開始年月
総合体育文化センター		平成 2 年 4 月
野寄テニスコート		昭和 57 年 12 月
スポーツ広場	野寄スポーツ広場	昭和 49 年 7 月
	石仏スポーツ広場	昭和 63 年 11 月
学校運動場照明施設	岩倉北小学校グラウンド	昭和 53 年 7 月
	南部中学校グラウンド	昭和 56 年 4 月
市立体育館		昭和 40 年 5 月

■指定文化財の状況

区 分		文化財名
有形文化財	市指定	下本町山車
有形文化財	市指定	大上市場山車
有形文化財	市指定	中本町山車
有形文化財	市指定	円空作観音立像
有形文化財	市指定	柿経
有形文化財	市指定	金銅釈迦誕生仏
有形文化財	市指定	紺紙金字妙法蓮華経巻第六
有形文化財	市指定	鰐口
有形文化財	市指定	西出古墳出土品
有形文化財	市指定	丹彩台付壺形土器
有形文化財	市指定	鳥居建民家
有形文化財	市指定	古市場遺跡出土須恵器
有形文化財	市指定	鈴井町獅子館
史跡	市指定	岩倉城跡
史跡	市指定	山内一豊誕生地
史跡	市指定	井上城跡
史跡	市指定	新溝古墳
史跡	市指定	織田伊勢守信安夫妻墓
史跡	県指定	大地遺跡
合計		市指定文化財数：18
		県指定文化財数：1

3 アンケート調査の結果

アンケート調査は、本計画の策定にあたり、市民、児童生徒、保護者の学校教育や生涯学習、文化・スポーツ活動等に対する意識や実態等について把握し、計画づくりに活用することを目的として実施しました。

区分	対象者	調査期間	調査方法	回収状況	
				回収数	回収率
市民	無作為に抽出した市民 2,500 人	平成 27 年 10 月 27 日～11 月 10 日	郵送による配布・回収	1,036	41.4%
児童生徒	岩倉市内の小学校 5 年生と 中学校 2 年生 785 人	平成 27 年 10 月 28 日～11 月 6 日	学校を通じた配布・回収	751	95.7%
保護者	岩倉市内の小学校 5 年生と 中学校 2 年生の子どもを持つ保護者 785 人	平成 27 年 10 月 28 日～11 月 6 日	児童生徒を通じた配布・回収	694	88.4%

(1) 岩倉市の教育・生涯学習についての評価や期待

①施策の重要度と満足度の分析

○市民アンケート、保護者アンケートにおいて、岩倉市の教育や生涯学習施策の満足度と重要度をたずねました。20 項目ごとに 5 段階評価で満足度、重要度を選択してもらい、回答結果を加重平均することで、施策の優先度を確認します。

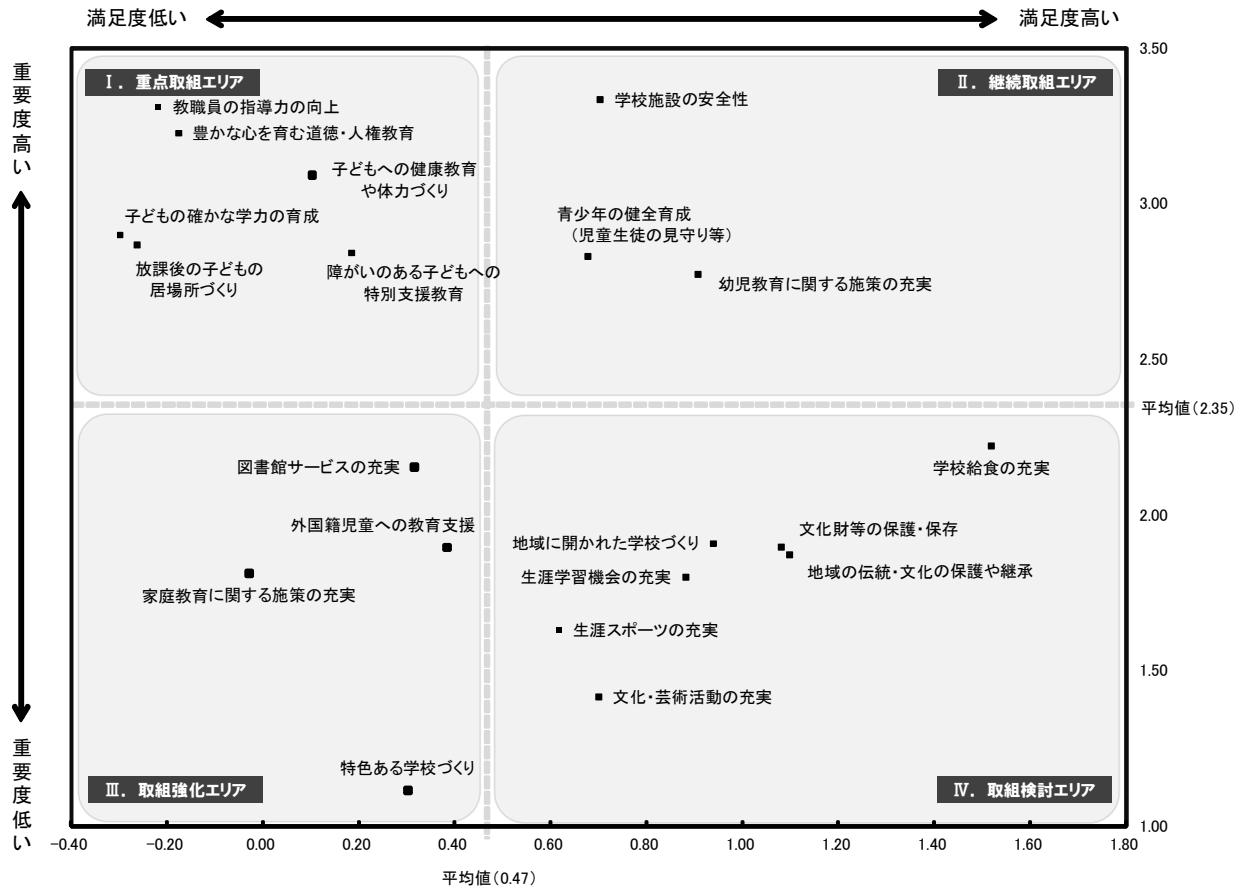
○市民アンケート、保護者アンケートそれぞれにおいて、満足度・重要度がともに高い施策と、重要度が高いにも関わらず満足度が低い施策は次のとおりです。特に「重要度が高いにも関わらず満足度が低い」とされた施策のなかで市民・保護者の両方で分類されているものは重点的に取り組む必要性が高いと考えられます。

■教育、生涯学習に関する施策（20 施策）の重要度・満足度からの分類

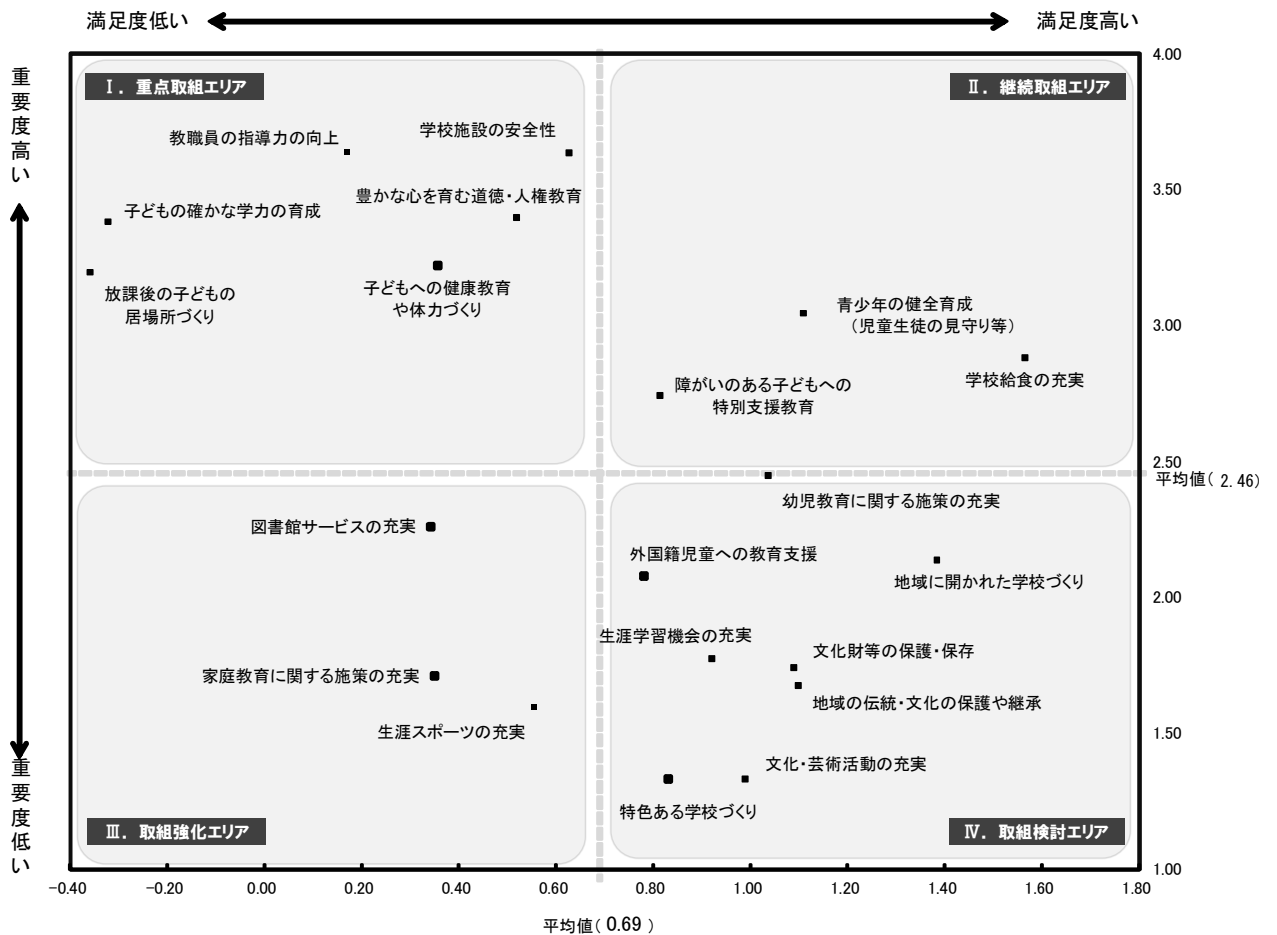
	市民（N=1,036）	保護者（N=694）
満足度・重要度 ともに高い （継続取組エリア）	・ 幼児教育に関する施策の充実 ・ 学校施設の安全性 ・ <u>青少年の健全育成（児童生徒の見守り等）</u>	・ 障がいのある子どもへの特別支援教育 ・ 学校給食の充実 ・ <u>青少年の健全育成（児童生徒の見守り等）</u>
重要度が高いが 満足度が低い （重点取組エリア）	・ <u>放課後の子どもの居場所づくり</u> ・ <u>子どもの確かな学力の育成</u> ・ <u>子どもへの健康教育や体力づくり</u> ・ <u>豊かな心を育む道徳・人権教育</u> ・ <u>教職員の指導力の向上</u> ・ 障がいのある子どもへの特別支援教育	・ 学校施設の安全性 ・ <u>放課後の子どもの居場所づくり</u> ・ <u>子どもの確かな学力の育成</u> ・ <u>子どもへの健康教育や体力づくり</u> ・ <u>豊かな心を育む道徳・人権教育</u> ・ <u>教職員の指導力の向上</u>

※太字下線の施策は、市民・保護者両方で分類されているもの

■市民アンケートの満足度・重要度の分析



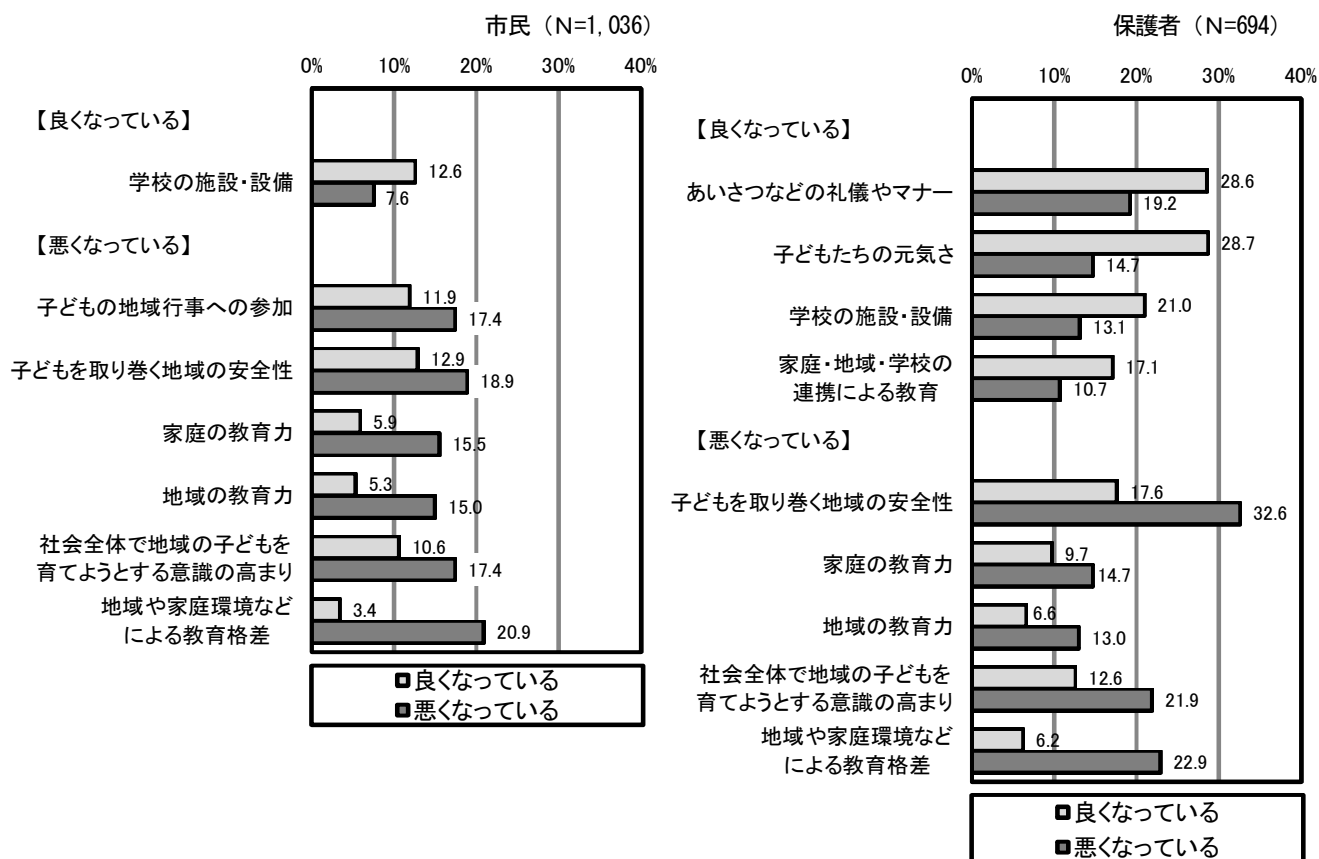
■保護者アンケートの満足度・重要度の分析



②子どもを取り巻く環境の変化に対する市民・保護者の実感

○市民アンケート、保護者アンケートにおいて、ここ5年くらいの間の子どもを取り巻く環境の変化についてたずねました。『良くなっている』と『悪くなっている』を比較して、市民・保護者ともに5ポイント以上差があったものは、『良くなっている』が上回ったもので「学校の施設・設備」、『悪くなっている』が上回ったもので「子どもを取り巻く地域の安全性」「家庭の教育力」「地域の教育力」「社会全体で地域の子どもの育てようとする意識の高まり」「地域や家庭環境などによる教育格差」です。

■『良くなっている』と『悪くなっている』で5ポイント以上差がみられる項目



近年、子どもを取り巻く環境のうち悪化していると感じられているものは、地域の安全性や地域の教育力、社会全体の気運など、「地域」に関するものが多くなっています。一方で、保護者は子どもの態度、学校環境、教育に関する連携体制などは良くなっていると評価しており、現在の取組を継続していくことが求められます。

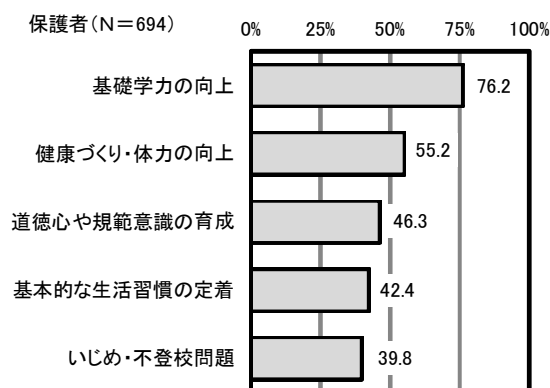
(2)「学校教育」について

○保護者が子どもの教育に関して特に関心があることは「基礎学力の向上」が7割を超えて群を抜いて高くなっています。

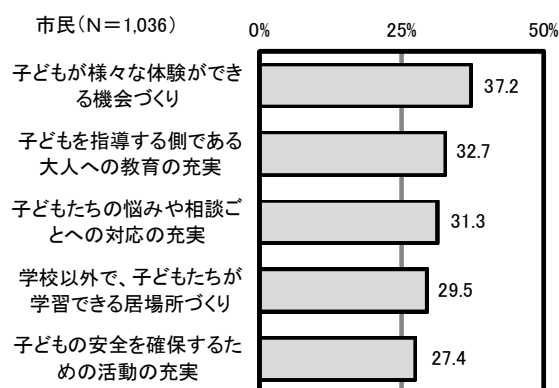
○市民が教育に関して力を入れるべきだと思うことは、「子どもが様々な体験ができる機会づくり」となっています。

○児童生徒アンケートにおいて、学校や先生に対して希望することをたずねたところ、小学校5年生では「体験学習などをたくさんしたい」が最も高くなっています。中学校2年生では「クラブ・部活動をたくさんしたい」が高くなっています。

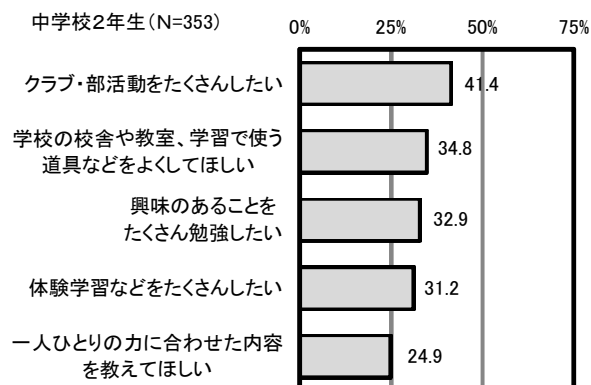
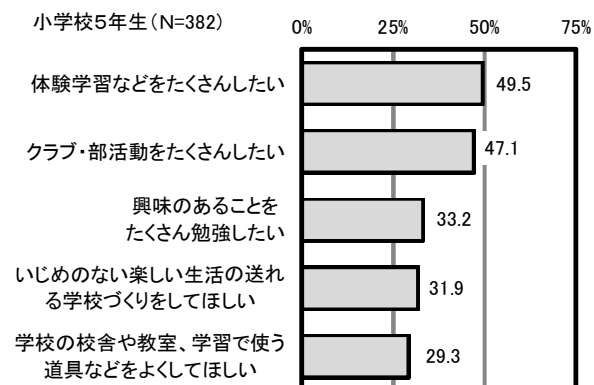
■子どもの教育に関連して、特に関心があること



■子どもの教育に関して市が力を入れるべきだと思うこと



■学校や先生に対する希望



保護者は子どもの教育に関して「基礎学力の向上」に最も関心を持っています。重要度・満足度の分析からも、保護者は「子どもの確かな学力の育成」「教職員の指導力の向上」などをより求めていることがわかり、充実していく必要があると考えられます。

また、市民・小学校5年生はともに、子ども自身が様々な体験をし、経験を積むことができる学習機会を希望しており、学校や地域を中心に、そのような場・機会を充実させていくことが求められます。中学校2年生では、「一人ひとりの力に合わせた内容を教えてほしい」といった、きめ細かな学習指導を求める意見もやや多くなっています。

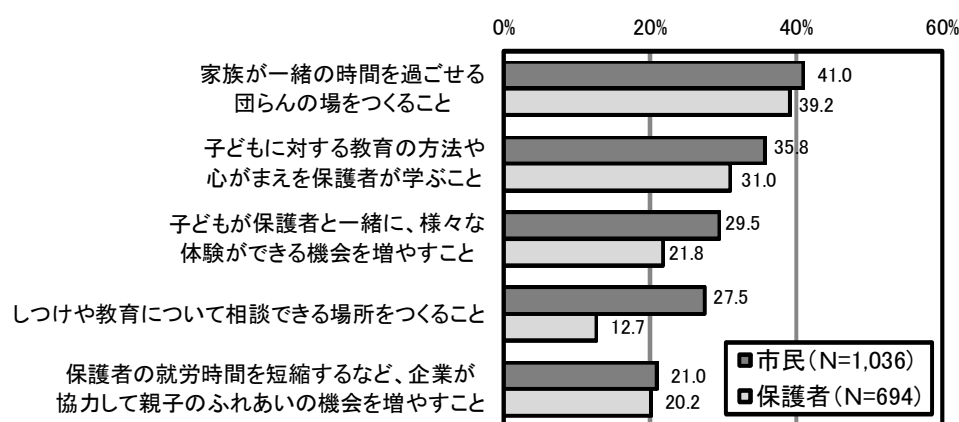
(3)「地域教育」「家庭教育」について

①家庭教育の充実のために必要だと思うこと

○市民アンケート、保護者アンケートともに「家族が一緒に時間を過ごせる団らんの場をつくること」「子どもに対する教育の方法や心がまえを保護者が学ぶこと」「子どもが保護者と一緒に、様々な体験ができる機会を増やすこと」の順になっています。

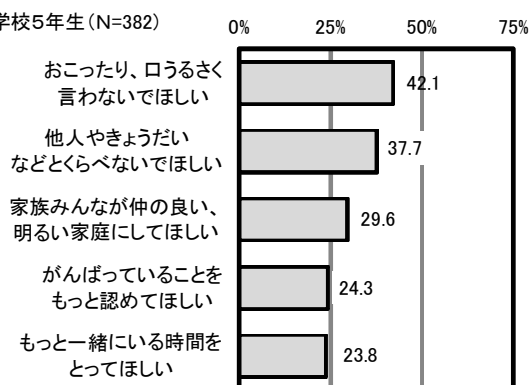
○家族に望むことは、小学校5年生、中学校2年生ともに「おこったり、口うるさく言わないでほしい」が最も高くなっています。また、小学校5年生は「家族みんなが仲の良い、明るい家庭にしてほしい」「もっと一緒にいる時間をとってほしい」も高くなっています。中学校2年生は、小学校5年生に比べて「がんばっていることをもっと認めてほしい」の割合が高くなっています。

■家庭の教育力を高めるために必要だと思う取組

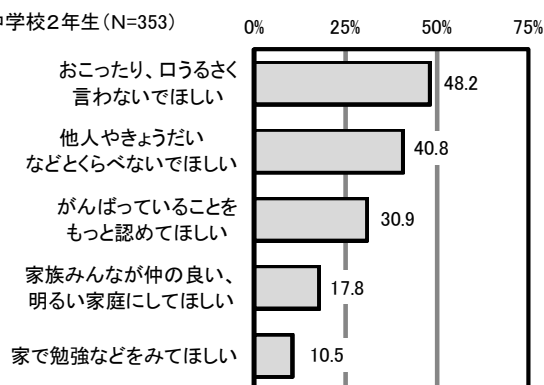


■家族に望むこと

小学校5年生 (N=382)



中学校2年生 (N=353)



市民・保護者にとって、家庭教育では「団らんの場づくり」「保護者の心がまえ」が重視されています。また、小学校5年生は、家族に希望することとして「明るい家庭」「一緒にいる時間」なども上位にあがっており、家庭の中や親子間でのコミュニケーションを求めていることがうかがえます。また、中学校2年生では「がんばっていることをもっと認めてほしい」も高い割合となっており、自己肯定感を高めていく家庭教育の在り方についても情報発信していく必要があると考えられます。

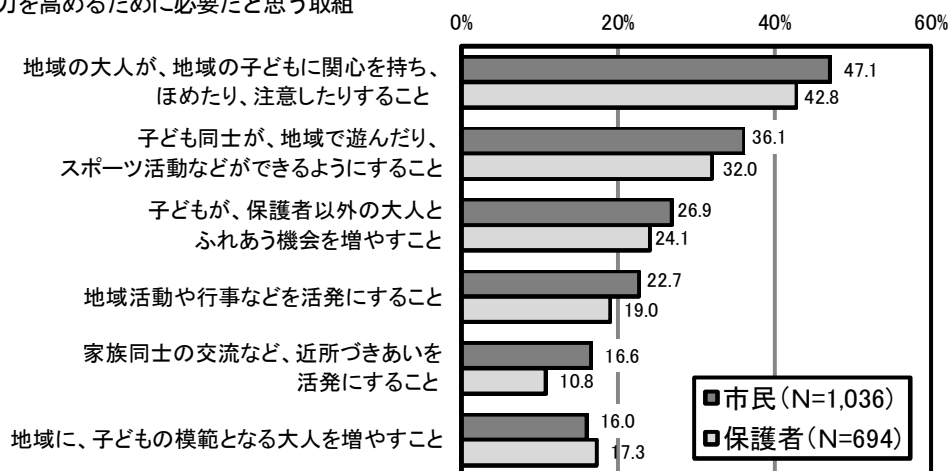
②地域教育の充実のための必要だと思うこと

○市民アンケート、保護者アンケートともに、「地域の大人が、地域の子どもに関心を持ち、ほめたり、注意したりすること」「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにすること」「子どもが、保護者以外の大人とふれあう機会を増やすこと」の順になっています。

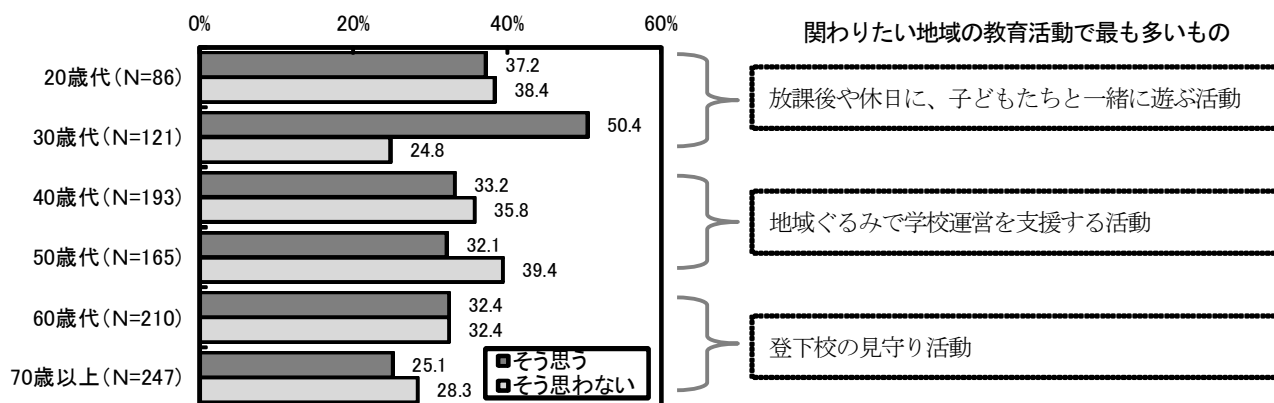
○市民アンケートでは、地域ぐるみの子どもたちへの教育活動への参加意向は、30 歳代が最も高くなっています。

○関わりたい地域の教育活動の内容は、20・30 歳代は「放課後や休日に、子どもたちと一緒に遊ぶ活動」、40・50 歳代は「地域ぐるみで学校運営を支援する活動」、60 歳以上は「登下校の見守り活動」で参加意向が高くなっています。

■地域の教育力を高めるために必要だと思う取組



■地域ぐるみの子どもたちへの教育活動に関わりたいと思うか



市民・保護者に地域教育で重視されていることは、地域の大人が子どもに関心を持つことや、子ども同士、または子どもと大人との交流の機会を増やすこととなっています。30 歳代で、子どもたちへの教育活動に関わりたいと思う割合が高く、また、年代ごとに参加したい教育活動に特徴がみられます。子どもたちが様々な人や価値観にふれながら成長していくためにも、地域教育は重要なものであるため、地域住民の教育活動への参加を促進していく必要があります。

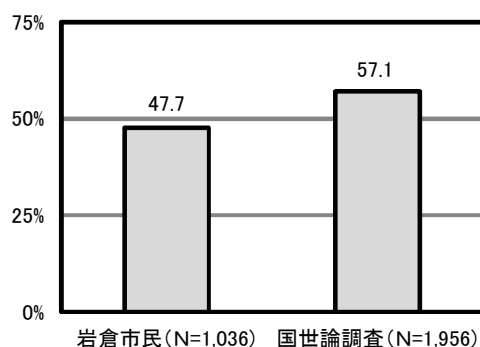
(4) 生涯学習、文化・スポーツ活動などについて

①生涯学習活動の市民実態と意向

○市民アンケートにおいて、ここ1年間くらいの間の生涯学習活動の状況をたずねたところ、何らかの活動を行っている人の割合は47.7%となっています。この割合を国の生涯学習に関する世論調査(2012年(平成24年)7月調査)と比較すると、岩倉市の活動者の割合はやや低くなっています。

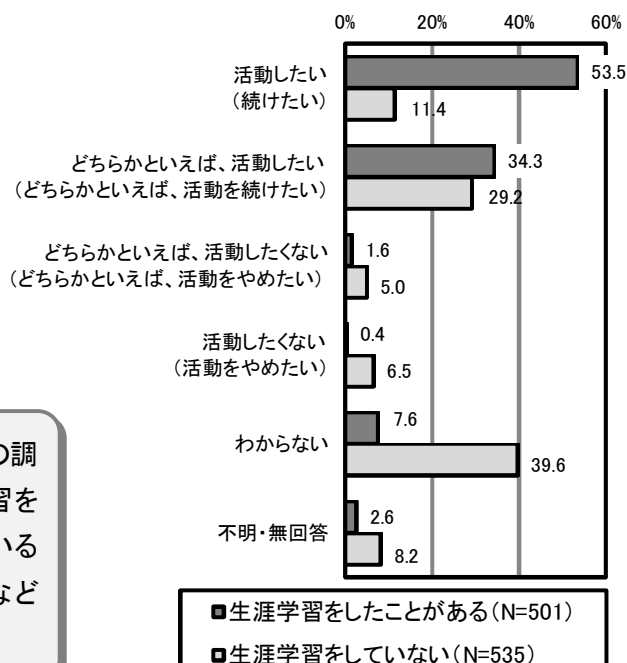
○今後の生涯学習活動の意向を活動の経験別に比較してみると、生涯学習をしたことがある人は、87.8%が「続けたい」または「どちらかといえば、続けたい」と回答しています。一方、生涯学習をしていない人のうち、「活動したい」「どちらかといえば、活動したい」と回答した割合は40.6%となっています。また、生涯学習をしていない人では、「わからない」も39.6%を占めています。

■「生涯学習をしたことがある」人の割合



生涯学習活動をしている人の割合は47.7%で、国の調査結果よりも低くなっています。しかし、生涯学習をしていない人の40.6%は今後活動したいと考えているため、参加するためのきっかけづくりや動機づけなどを行っていく必要があります。

■今後、生涯学習活動をしたり、始めたりしたいか

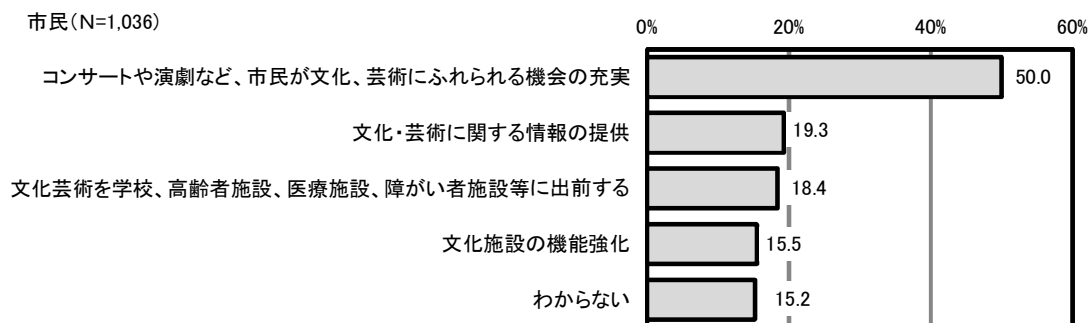


②文化・芸術活動、スポーツ活動に関すること

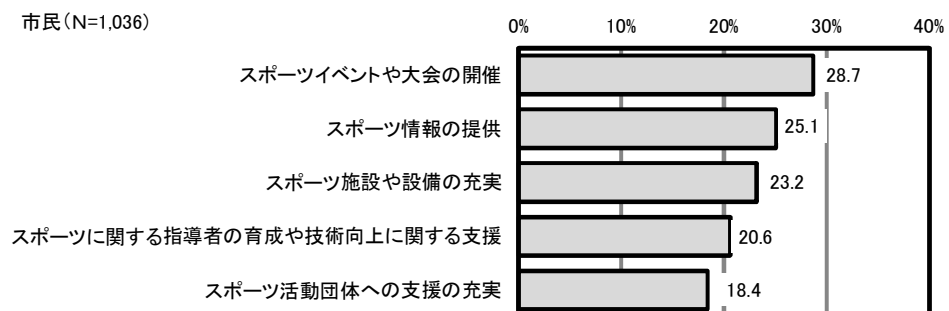
○市民アンケートにおいて、市の文化・芸術活動の充実のために必要だと思う取組は何かたずねたところ、「コンサートや演劇など、市民が文化、芸術にふれられる機会の充実」が50.0%と高くなっています。

○市のスポーツ活動の充実のために必要だと思う取組については、「スポーツイベントや大会の開催」「スポーツ情報の提供」「スポーツ施設や設備の充実」などで回答が多くなっています。

■市の文化・芸術活動の充実のために必要だと思う取組



■市のスポーツ活動の充実のために必要だと思う取組



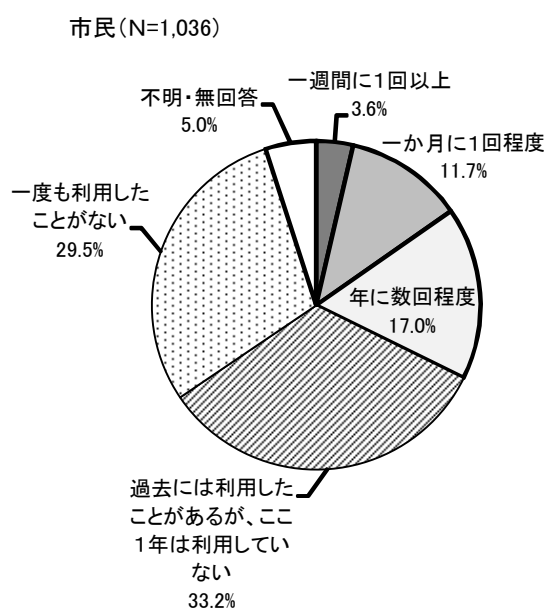
文化・芸術活動の充実のためには「文化、芸術にふれられる機会の充実」が、スポーツ活動の充実のためには「スポーツイベントや大会の開催」が必要と感じられています。

③図書館に関すること

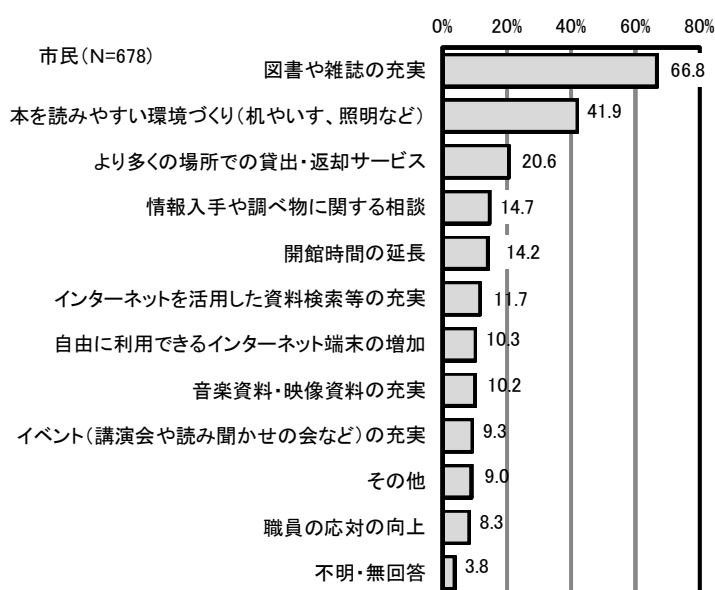
○市民アンケートにおいて図書館をどれくらい利用しているかたずねたところ、過去1年間に利用した割合は 32.3%となっています。最も割合が多いものは「過去には利用したことがあるが、ここ1年は利用していない」で 33.2%、「一度も利用したことがない」で 29.5%と、利用していない市民の方が多くなっています。

○図書館を過去に利用したことがある人が図書館に求めるものは、「図書や雑誌の充実」が 66.8%と最も高くなっています。

■図書館をどれくらい利用しているか



■図書館に求めるもの



図書館を利用していない市民が多く見受けられます。図書館に求められているものは「図書や雑誌の充実」となっています。図書館の規模等も踏まえながら、より利用しやすい環境づくりを行っていく必要があります。

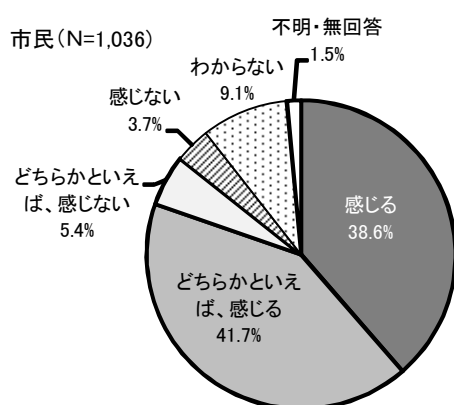
（５）岩倉市への愛着や誇りなどについて

①岩倉市への愛着、特長として大事にしたいこと

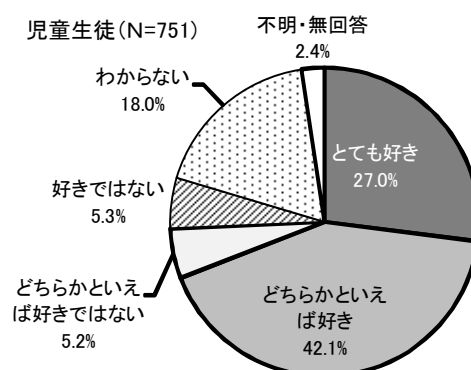
○市民アンケートにおいて岩倉市に愛着を感じているかたずねたところ、市民の 80.3%が「感じる」または「どちらかといえば、感じる」と回答しています。また、児童生徒アンケートでは 69.1%が岩倉市を「とても好き」または「どちらかといえば好き」と回答しています。しかし、児童生徒アンケートでは「わからない」とする流動的な層も 18.0%みられています。

○岩倉市の特長や誇りとして大事にしていきたいと思うことについては、市民、児童生徒、保護者いずれも「安全・安心な暮らしやすい生活環境」が最も高くなっています。

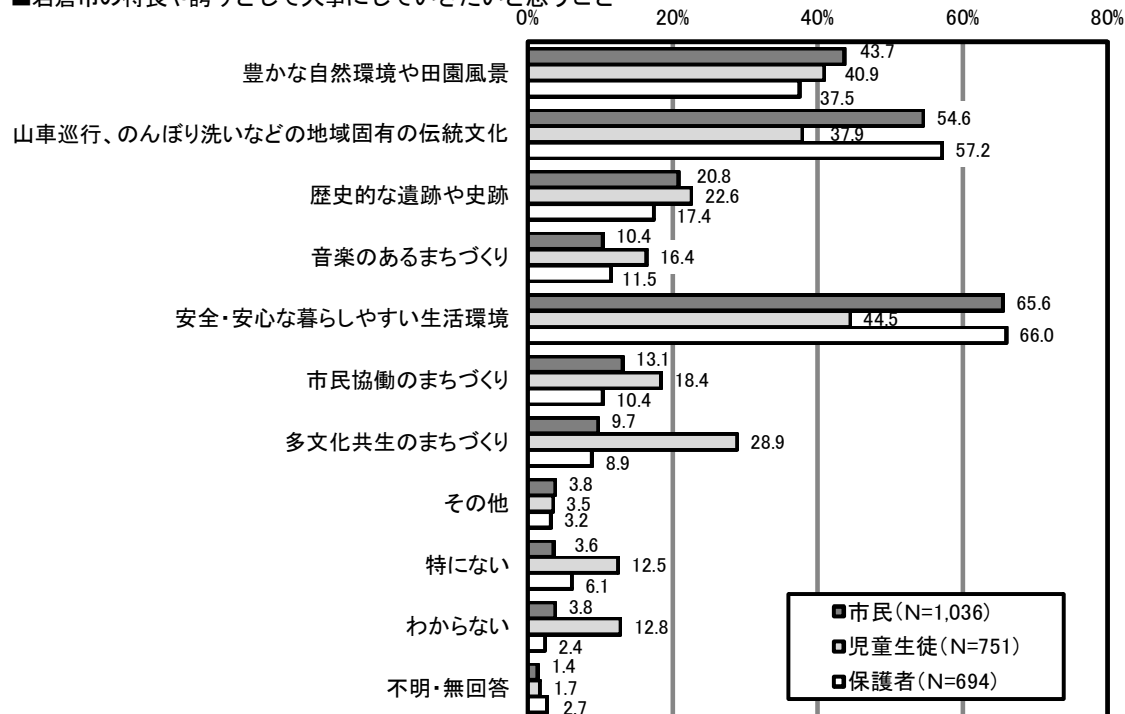
■岩倉市に愛着を感じているか



■岩倉市のことが好きか



■岩倉市の特長や誇りとして大事にしていきたいと思うこと



市民の多くが岩倉市に愛着を感じ、児童生徒の約7割が岩倉市を好きだと回答しています。岩倉市の特長や誇りとして認識されているものは、市民・保護者に比べて児童生徒で、「多文化共生」「音楽」「市民協働」の割合が高く、学校での活動が反映されていると考えられます。

4 ヒアリング調査の結果

本計画を策定するにあたり、アンケート調査で数字として全体の概要をつかむことに加え、各団体が実際の活動を通じて感じている岩倉市の教育・生涯学習等の現状・課題や参考となるべき事例等を把握、整理し、より現状に即した施策検討に活用することを目的としてヒアリング調査を実施しました。

区分	調査期間	調査方法	対象団体
シートによる調査	平成 28 年 1 月～2 月	郵送配布・郵送回収（一部、メール、ファックスでの回収）	17 団体
面談による聞き取り調査	平成 28 年 1 月 27 日 平成 28 年 2 月 1 日 平成 28 年 2 月 12 日	団体等の活動場所または市役所にて直接聞き取り	3 団体

主な意見（複数意見があったものを中心）を抜粋・要約してまとめています。

（１）家庭教育・地域教育に関すること

区分	主な意見内容
しつけ、基本的な生活習慣について	○あいさつ、トイレトレーニングなど、しつけや基本的な生活習慣の指導を幼稚園等にまかせてしまう保護者も一部ではみられており、家庭教育の役割を再度認識する必要がある。 ○家庭と幼稚園等が連携・協力し合って子ども一人ひとりに向き合っていくことが大切である。
地域での交流について	○子どもたちと地域住民との間で自然な世代間交流やコミュニケーションができるとうい。 ○大人自身も、地域に興味・関心を持って積極的に関わりを持つ姿勢が大切である。 ○親や地域の人のががんばっている姿を子どもたちに見せることが大事である。

（２）幼児教育・学校教育に関すること

区分	主な意見内容
幼小連携について	○幼稚園から小学校へのスムーズな接続に向けて、相互に情報共有や交流を行うことが重要である。
キャリア教育について	○職場体験などのキャリア教育を実施する場合には、学校と、児童生徒を受け入れる事業所等が連携をとり、目的や効果を共有して実施すべきである。
特別支援教育について	○対象となる児童生徒を含め、家庭全体に支援が必要なケースがあるため、学校だけではなく関係機関等と連携した支援が必要である。 ○福祉教育においては、高齢者や障害者を「助けてあげる人」として認識するだけの学習ではなく、より市民や児童生徒が主体的に考えるプログラムが必要である。
高等学校との連携について	○市内の岩倉総合高等学校では様々な面で地域や岩倉市の小中学校と連携した取組を行っている。高等学校が持つ特色を生かした活動を連携して行い、地域貢献をしていきたい。

(3) 外国籍の市民・児童生徒に関すること

区分	主な意見内容
家庭教育について	○両親の仕事の忙しさや共働き等を背景として、親子のコミュニケーション不足や、親から子どもへの家庭学習のサポート不足、学校行事等の協力が得られないなどの問題がみられる。 ○国によって、家庭でのしつけや基本的な生活習慣などに対する文化の違いがみられるため、相互理解が必要である。 ○親子間で共通言語によるコミュニケーションがとれない事例がみられる。(親が日本語をわからないこと等による)
学校教育について	○日本語の習得と、基礎学力の向上に向けた学習支援等が必要である。 ○小学校入学前の日本語指導が必要な子どもや保護者への支援として、プレスクール(集団行動や必要な語彙についての理解を深めるための体験入学)を実施している。送迎(送迎が困難なため参加できない子どもが多い)や指導などの面で様々な課題があるため、体制を整える必要がある。
進学について	○進学をめざしても、経済的な理由から進学をあきらめざるを得ない生徒もいる。進学するための費用の確保など、事前準備に関する情報を保護者と共有していくことが重要である。 ○外国にルーツをもつ児童生徒が多様な職業を選択できるよう、将来モデルのバリエーションを広げる必要がある。
言語について	○市内在住者の国籍が多様化しているため、通訳が対応できる言語の幅が広がるとよい。
相互理解について	○日本人も積極的に外国の文化を知ろうとしないとなかなか相互理解に至らない。互いに学び合う姿勢が必要である。

(4) 生涯学習、文化芸術、スポーツ、歴史・伝統に関すること

区分	主な意見内容
情報について	○生涯学習に関するイベント、情報等を素早く、また最新の情報を得られるようにしてほしい。 ○SNS^{※3}など、多様なメディアを活用した情報発信をしてほしい。 ○市や他市町が実施する生涯学習・文化事業等の内容をもっと発信してほしい。
生涯学習施設について	○利用率の高い施設の部屋については、より多くの人、団体が利用できるように時間枠の見直し等を行う必要がある。 ○施設の利用時間、利用料金、予約システム等については、ニーズが多様であるため市民や様々な団体等の意見を踏まえて検討していく必要がある。 ○特定の施設・部屋の利用が先行予約によって固定した利用になってしまっている場合があり、より幅広い市民が利用できるようにする必要がある。 ○市内には生涯学習に生かせる様々な施設があるため、目的等に合わせて適切に利用するためのコーディネートが必要である。

※3 SNS

「ソーシャルネットワーキングサービス」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。

区分	主な意見内容
図書館について	○現在、図書館ボランティアで活動している人が様々な場所で継続して活躍できるよう、人材育成をしてほしい。 ○図書館、学校、ボランティアなどのネットワークができていますので、継続して連携していくことが重要である。
講座、イベント等について	○外国籍市民は、固定したコミュニティのみで活動していることが多いため、日本人とコミュニケーションを図る機会があるとよい。また、外国籍市民の日本語学習の機会も充実するとよい。 ○仕事や家事・育児等で忙しい世代が参加できる講座や、仕事に生かせる内容の講座等も必要である。 ○専門性が高い教養講座（宇宙・気象や脳科学など）が多く開催されており、好評である。 ○今後は、ボランティアの育成などの市民が主体的に関わる講座等が求められると考えられるが、防災・子育てなどは市役所の担当部署でも実施している場合があるため、住み分けが必要である。
活動団体について	○団体活動を支える人材が高齢化している。世代交代ができていないため、新たな活動者の増加に向けた取組（PRの場の提供など）が必要である。
スポーツについて	○スポーツイベント等への参加者が固定化しているように感じる。 ○子どもが小さい頃から様々なスポーツ・運動に親しめるようにすることが大切である。 ○実業団やクラブチームと連携するなど、質の高い、競技性の高いスポーツに関する取組が必要である。 ○高齢者のスポーツは健康づくりとしての色合いが濃いため、効果・成果が見えるようにするとよい。 ○スポーツをする人、教える人（指導者）などを地域から広く発掘する必要がある。
伝統文化について	○岩倉の3台の山車は、県内の山車の類型に該当せず独創的であり、しかも最大級を誇っている。また、歴史的にも古く、保存及び継承を行っていくべきである。 ○山車巡行などに伴う部材の劣化などにより修繕が必要となり、費用がかかる。 ○山車の巡行経路を延長するなどし、市内外に岩倉の山車を周知する機会を増やすことが必要である。 ○山車まつりを伝承していく上で、担い手が不足している。学校や子ども会等、若い世代から協力が得られるとよい。
郷土資料について	○平日に郷土資料室の常設展示を見に来る人が少ないため、開館日、時間等を検討する必要がある。 ○埴輪、土器や遺構、石造など、市の歴史的な資源を発掘・調査することが大切である。

第3章 めざす姿

1 基本理念

本市は、コンパクトな市域の中で多様な市民が暮らしており、地域においても様々な活動が活発に行なわれています。また、市民・地域・団体や学校、行政との距離が物理的にも心理的にも近いということが本市の強みです。

まちづくりの根底をなすのは「人」であり、人づくりの基礎は教育にあります。岩倉市独自の教育プランのスローガン“子どもは未来のまちづくり人”に込めた社会に自ら参画し、貢献できる若者を育てたいという理念に基づき、子どもたちと地域のつながり、学校・家庭・地域のつながり、人々との交流を深めながら、ともに学びあい、つながり、響きあえる環境を創出します。

人がまちをつくり まちが人を育む
～学びあい つながり 響きあうまち いわくら～

2 基本方針

本市の教育・生涯学習等を推進するにあたって大切にしていける基本的な方針は次のとおりです。

基本方針1 一人ひとりの学ぶ力を大切にする

自ら学ぼうとする意欲を育てる視点を大切にし、個々が主体的に学ぶ力を高めることを重視して各種の取組を推進します。

基本方針2 豊かな人間性を育む

学校・家庭・地域において、多様な価値観の中で相手を思いやる心や自分を大切にする気持ちなどを育てる教育を進めます。また、文化・芸術活動やスポーツ活動、伝統文化の継承活動等を通じた、仲間とのコミュニケーション、感動する心の育みを大切にします。

基本方針3 教育を支えるすべての主体が信頼関係をつくる

子ども、学校、家庭、地域、行政等のすべての主体が、相互に信頼関係を持って、それぞれが役割を果たしながら岩倉市の教育・生涯学習等に取り組みます。

基本方針4 生涯を通じた学びあいを支える

子どもから大人まで、それぞれのライフステージに応じて切れ目なく学びあうことができるような環境づくり、機会づくりを進めます。

基本方針5 自らの学びを地域や社会に役立てる

人と関わるなかで、学んだことを地域社会や他者のために活用し、そしてまた自分自身も「役立ち感」を感じることで喜びや生きがいにつなげていきます。

3 基本目標

本計画では、次の基本目標に沿って、総合的に施策・事業を展開します。

1 「まちづくり人」を育む教育の推進

幼稚園、保育園、認定こども園において、家庭との連携のもとに子どもたちの他者を思いやる心を育てるとともに、きまりを守り、規則正しく生活する習慣を定着させるように努めるなど、心身の健全な発達を支援します。

また、学校においては、子どもたちの自ら考え行動できる確かな知性、他者を思いやり助け合える心、たくましく健康な体を育む教育を進めます。さらに、このような教育を支える教師の授業技術の向上を図るとともに、家庭や地域に信頼され、子どもたちが安心して学べる教育環境を整備します。

2 家庭・地域とともに進める教育の展開

子どもたちの教育において、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことができるよう、家庭教育への支援を図るとともに、地域の教育力を学校の教育活動に生かします。また、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てるコミュニティづくりを推進します。

3 生涯を通じた学びあいの定着

誰もが学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実や環境の整備を図るとともに、きめ細かな学習情報の提供に努めます。あわせて、生涯学習活動を個人だけの活動にとどめず、その過程や成果が社会に還元され、まちづくりに生かされるようなくみづくりを進めます。

4 文化・芸術を育む風土の醸成

文化・芸術活動を通じて市民が心豊かな生活を送ることができるよう、活動環境の整備や、市民が主体的に文化・芸術活動に関わることができる機会の創出を図ります。

また、本市でこれまで取り組んできた音楽文化の特徴を生かし、音楽に親しみ、音楽を楽しむ市民を増やし、生活の中に音楽が根付く「音楽のあるまちづくり」を進めます。

5 地域の歴史・文化の次世代への継承

本市の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用に努めるとともに、史跡公園や郷土資料室・展示室などを活用し、市民が文化財などにふれる機会の充実に努めます。また、市民共通の財産である山車・からくり人形・お囃子や祭り等の地域の伝統文化についても、地域主体による維持・継承活動を支援します。

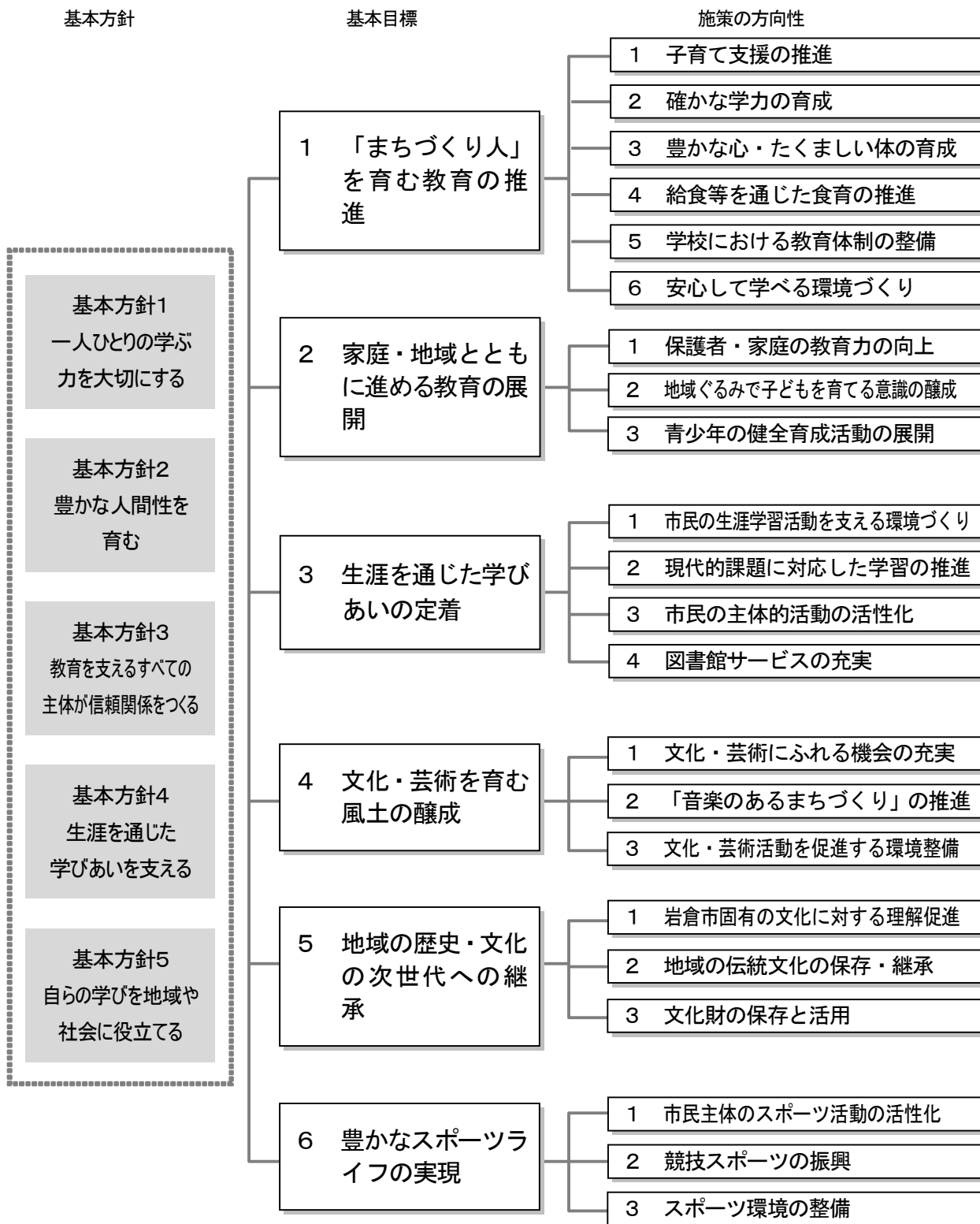
6 豊かなスポーツライフの実現

スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別など、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現をめざします。市民が気軽にスポーツに親しみ、より豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツ活動に参加する機会の充実と環境の整備を図ります。

4 施策の体系

基本理念

人がまちをつくり まちが人を育む ～学びあい つながり 響きあうまち いわくら～



第4章 施策の方向性

基本目標1 「まちづくり人」を育む教育の推進

施策1 子育て支援の推進

現状・課題

- 家族形態の変化や働く女性の増加、就労形態の多様化、一人親家庭や特別な支援が必要な乳幼児の増加等、子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、それに伴い、保育サービスや子育て支援、幼児教育に対する市民ニーズも増加・多様化しています。
- 本市では、2014年度（平成26年度）に「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき私立保育園の開設や私立幼稚園の認定こども園への移行を支援してきました。今後は、さらに教育・保育の一体的な利用が図られるように連携を進め、特色ある子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 幼稚園、保育園、認定こども園（以下「幼稚園等」といいます。）での教育・保育は、就学後の基礎を培う重要なものでもあり、小学校への円滑な接続に向けて、その充実を図ることが必要です。

施策の方向性

子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つことができるまちとなるよう、就学前の子どもやその保護者に関わる機関と地域との連携を強化します。

具体的な取組内容

No.1 家庭・地域との連携強化

- ・子育て支援センターや多世代交流センター「さくらの家」、生涯学習センター、児童館、認定こども園等の施設と連携し、地域での親子の居場所づくりを進めます。
- ・保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、関係機関が連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。
- ・各種行事等を通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。
- ・ファミリー・サポート・センターの会員拡大や子育てサークル、子育てボランティアの育成等、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

No.2 特色ある幼稚園づくりへの支援

- ・私立の幼稚園、認定こども園に対し、園具・教具等の設備品や施設の充実、職員研修、保健事業等に対する効果的な補助や運営支援を行います。

No.3 保護者の経済的負担の軽減

- ・就園機会の拡大を図るために、私立幼稚園就園奨励費補助や第三子保育料無料化等事業を継続実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

No.4 幼稚園、保育園、認定こども園での教育・保育内容の充実

- ・幼稚園教諭、保育士一人ひとりが、教育・保育実践や研修を通じて専門性を高めます。
- ・幼稚園教諭と保育士との合同研修を行い、日々の教育・保育の振り返りや課題解決のための話し合いを積極的に行い、資質・協働性の向上を図ります。

No.5 特別な支援が必要な子どもへの対応

- ・専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、子ども発達支援施設「あゆみの家」を中心とした療育体制の充実を図ります。
- ・障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、サポートブック^{※4}の活用等を通じ、幼稚園等・小学校・中学校やその他専門機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。
- ・障害のある子どもの保護者が、就学前から相談できる機会を設けます。

No.6 小学校への円滑な接続

- ・就学前に1日体験入学等を実施し、幼児の学校生活への適応力を高めます。
- ・幼保小連絡会などを通じ、幼稚園等と小学校が交流し、連携を深めることにより、小学校への円滑な接続を図ります。

^{※4} サポートブック

子どもの成長の記録として保護者の方が記入するもの。記入することによって、子どもの成長を確認するとともに、子どもに関わる関係機関と情報を共有し、成長に向けた支援を組み立てるためのもの。

施策2 確かな学力の育成

現状・課題

- 本市では、教育に関する方向性を示した「岩倉市教育プラン」を独自に策定し、「子どもは未来のまちづくり人」の精神にのっとり、地域の実情や児童生徒の実態に応じた教育活動を実践しています。
- 個々に応じた指導を進めるため、少人数授業をはじめ、支援が必要な児童生徒や日本語教育が必要な児童生徒にきめ細かく対応できる体制をとり、基礎学力の定着や児童生徒の学ぶ意欲の向上に努めています。
- 教育の今日的な課題に対応し、教員としてのより豊かな人間性の形成や指導力・専門性を向上させるため、経験・職能に応じた教員研修の充実に努めています。
- 保護者アンケートによると、保護者は子どもの学力育成に対し、高い関心を持っていることがうかがえます。
- 本市の小中学校では、外国にルーツをもつ児童生徒も多く学んでいます。「岩倉市日本語適応指導教室」を中心として、各学校において学習指導、生活指導、進路指導等の点で保護者との連携を強化することが必要となっています。
- 各学校の教育課程編成の基準となる学習指導要領は約10年ごとに改訂されています。現在、文部科学省において改訂作業が進められており、新たな指導要領は小学校で2020年度（平成32年度）、中学校で2021年度（平成33年度）に全面実施される予定となっています。

施策の方向性

個に応じ個を生かす学習指導の具現化に努め、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。

具体的な取組内容

No.7 教員の指導力の向上

- ・市主催の各種研修を行い、教員の指導力の向上を図ります。
- ・岩倉市授業デザイン研究委員会を中心として、市内小中学校が連携することにより、授業の質の向上、教員の力量向上を図ります。

No.8 楽しい授業・わかる授業の実践

- ・各学校の教育目標に沿った研究テーマ（現職教育テーマ）を設定し、年間を通して授業研究を進めます。

- ・岩倉市授業デザイン研究委員会の取組を通じて、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）に向かう学び方の基本姿勢や授業づくりの基本方針を共有し、各学校において授業研究を進めます。

No.9 きめ細かい教育体制の整備

- ・基礎基本の確実な習得をめざし、少人数指導、ティームティーチング^{※5}等の指導形態やグループ学習等の指導方法を工夫するなど、きめ細かい指導を行います。

No.10 特色ある教育・学校づくりの推進

- ・学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、「魅力ある学びづくり支援事業」を通して各学校を支援し、特色ある教育・学校づくりを推進します。

No.11 外国語教育の充実・強化

- ・外国語活動臨時講師が各小学校を巡回し、担任と協力しながら楽しく学べる外国語活動を通じて、児童の外国語学習への興味を高めます。
- ・小学校の外国語活動の充実を図り、その成果を生かして中学校の英語教育を推進します。
- ・小学校の英語の教科化に向けて、教員の指導方法等についての研修を充実させます。

No.12 ICT^{※6}教育と情報モラル教育の充実・強化

- ・ICT環境の整備を進めるとともに、高度情報化社会に対応した情報活用能力や情報モラル等の育成に努めます。
- ・コンピュータ教育研究委員会において、ICTのより効果的な活用方法について研究を深めます。

No.13 保護者等と連携した外国にルーツをもつ児童生徒への指導体制の充実

- ・外国人児童生徒向け臨時講師の配置や日本語適応学級担当教員の加配により、増加を続ける外国にルーツをもつ児童生徒がスムーズに学校生活に適応できるよう、学校生活適応指導や日本語指導、母語指導を行います。
- ・充実した学校生活を送れるよう、外国にルーツをもつ児童生徒や保護者に対して、必要に応じて通訳をしたり、翻訳書を配布したりします。
- ・小学校就学前の外国にルーツをもつ子どもを対象として、学校生活を送る上で必要な基礎的な言葉や心構えについての理解を深めるためにプレスクールを行います。
- ・外国にルーツをもつ児童生徒の卒業後の進路について見通しをもち、着実な学力の定着をめざして、指導法や教材・教具の開発を進めます。

^{※5} ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方法のこと。

^{※6} ICT

「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略称で、IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。

No.14 特別支援教育の充実

- ・ 特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な児童生徒の学習、学校生活の指導及び支援を行います。
- ・ 特別支援教育にあたる教職員の専門性の向上に向けた研修を進めます。
- ・ 児童生徒の発達の状況や障害の特性に応じた支援を行います。
- ・ 一人ひとりの状況に応じた合理的配慮を行えるように授業や教材の研究、環境整備等に努めます。
- ・ 障害のある児童生徒の進路について見通しを持ち、指導方法の検討を行います。

No.15 土曜日の活用

- ・ 中学校では、指導員等の配置による自主学習会の開催を通じて、生徒に対し土曜日の学習機会を提供します。

施策3 豊かな心・たくましい体の育成

現状・課題

- 学校・家庭・地域が連携し、いじめや不登校、問題行動等を早期に発見し、的確に対応していくため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置、適応指導教室「おおくす」等の教育相談体制を整備しています。
- 本市では、2008年度（平成20年度）に「岩倉市子ども条例」を制定し、子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちになることを宣言しています。この条例を実効性のあるものとするため、2013年度（平成25年度）には「岩倉市子ども行動計画」を策定しました。この行動計画に基づき、子どもにやさしい岩倉市としていくための取組を推進していく必要があります。
- 本市では、2016年（平成28年）12月（予定）にいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対応の統一的な方針として「岩倉市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題専門委員会の組織整備を図っています。
- 本市は「音楽のあるまちづくり」を進めていることから、セントラル愛知交響楽団との連携により、児童生徒が音楽にふれ、人間性や想像力を高める機会を提供しています。
- 児童生徒アンケートでは、「体験学習などをたくさんしたい」という希望が多く、また、市民アンケートでも子どもの教育に関して「子どもが様々な体験ができる機会づくりに力を入れるべきだ」とする意見が多くあがっています。文化・芸術活動や地域とともに行う活動等、多様な体験や人とのふれあいを通じて、児童生徒が自主性や社会性を身につける機会を持つことが重要です。

施策の方向性

地域や関係団体と連携を深め、子どもの豊かな心の醸成を図ります。

具体的な取組内容

No.16 「岩倉市子ども条例」の推進

- ・「岩倉市子ども行動計画」に基づき、子ども自身による情報発信機会の拡大等、「岩倉市子ども条例」や子どもの権利についての周知を行います。

No.17 人権教育の推進

- ・岩倉市子ども条例で定めた「岩倉市子どもの権利の日（11月20日）」を含む1週間を子どもの権利を考える週間として、市内全小中学校において子どもの権利に関する授業を行います。
- ・人権に関する映画や講演会の実施、また、不登校やいじめ、ネットによる人権侵害等の問題に関しての学習を推進します。

No.18 道徳教育の充実

- ・道徳の授業や地域、家庭と協力した学校行事を通して思いやりの心を育てます。
- ・体験活動を通じてモラルやマナーの向上を図ります。
- ・道徳の教科化に向けた教員研修を進めます。

No.19 児童生徒への心の相談体制の整備

- ・不登校及びその傾向にある児童生徒に再び学校へ戻る活力や社会に適応して生きる力（適応力）を身につけさせるため、適応指導教室「おおくす」を設置し、児童生徒や保護者に対する相談、指導に努めます。
- ・各小中学校に子どもと親の相談員やスクールカウンセラー、「おおくす」にカウンセラーを配置したり、教育委員会に登録したメンタルフレンドを適宜派遣したりすることにより、児童生徒や保護者の心のケアを図ります。

No.20 いじめの未然防止と早期対応

- ・「岩倉市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を図り、いじめの防止等の対策を推進します。
- ・学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等の教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。

No.21 文化・芸術にふれる機会の充実

- ・児童生徒の感性をのばし、文化を愛する心を育てることを目的として、学校芸術鑑賞事業（演劇、映画）と音楽鑑賞事業（セントラル愛知交響楽団）を実施します。
- ・中学校では、セントラル愛知交響楽団による部活動の指導を実施します。
- ・児童生徒の想像力や思いやりの心を育てるため、文化・芸術にふれたり、体験したりするなどの活動を展開します。

No.22 地域等と連携した様々な体験活動の充実

- ・学校施設や地域の美化活動、文化・スポーツイベントへの参加等、地域に根ざしたボランティア活動を推進します。
- ・地域の人材を活用した授業等を積極的に行い、地域との交流・連携を図ります。

No.23 環境教育の推進

- ・五条川等の身近な自然にふれ、親しみ、自然を大切にしようとする気持ちを育てます。
- ・地域の美化活動への参加等、地域に根ざした環境活動を継続的に推進します。
- ・ごみ処理場等の見学により、環境美化活動の大切さについて学ぶとともに、ごみの分別収集やリサイクル等、環境についての意識の向上を図ります。

No.24 平和理解の推進

- ・平和を愛する心を育むため、市内小中学生の代表を、広島市、長崎市に隔年で派遣します。

- ・各小中学校において、平和の尊さを学ぶことを目的とし、原爆パネルの展示や被爆体験談、戦争体験談を聞く会を開催します。

No.25 国際的な視点の育成

- ・中学生の代表が、海外でホームステイ、現地学校での交流活動を通じて、異国の文化・風習を体感し、見識を深め、国際感覚を養うことができるよう支援します。
- ・世界で活躍する人の話を聞いたり、留学生や日本で生活する諸外国の人たちと交流をしたりして、世界と日本の関わりや自国の文化を正しく理解できるような機会をつくります。

No.26 読書活動の推進

- ・各小中学校に読書指導員を配置し、読書指導や図書館の環境整備、図書の貸出・返却事務を行い、読書環境を整備します。
- ・始業前に朝読書の時間を設けるなど、読書の習慣づけを行います。

No.27 キャリア教育の推進

- ・働く人の話を聞く会や中学校で職場体験学習を行うことで職業の魅力を知り、児童生徒が主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を育てます。
- ・地域の職場を、実際に見たり、業務を体験したりすることで、社会とのつながりを学び、一人ひとりが社会をつくる力を育てます。

No.28 社会情勢に対応した教育の推進

- ・社会情勢の変化に対応する力を培うため、防災教育や消費者教育等、時代の要請に対応した教育の推進を図ります。

No.29 健康教育の推進

- ・フッ化物洗口等を行い、児童生徒の歯の健康づくりに努めます。
- ・規模に応じて養護教諭補助職員を配置することで保健室を支援し、健康教育を進めます。
- ・規則正しい生活習慣の確立を図ります。
- ・喫煙や薬物乱用防止に向けた教育の推進と、思春期における心の問題に適切に対応し、児童生徒の健全な成長を支援します。

施策4 給食等を通じた食育の推進

現状・課題

- 2005年（平成17年）7月に「食育基本法」が施行されたことに伴い、「学校給食法」にも食に関する指導が明確に位置付けられました。2016年（平成28年）3月には「第3次食育推進基本計画」が策定され、学校給食における地場産物等を使用する割合等の具体的な数値目標が定められています。
- 本市では、2015年（平成27年）3月に「第2期岩倉市食育推進計画」を策定し、これに基づき、食育に関する取組を推進しています。
- 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、2015年（平成27年）3月に、国から「学校給食における食物アレルギー対応指針」が示され、これを受けて県から2016年（平成28年）2月に「学校における食物アレルギー対応の手引」が発行されました。本市においても、指針の作成や組織整備を図り、アレルギー対応の除去食の提供を進めます。
- 食を通じて児童生徒が環境や地域を知る方法として、給食における地産地消を推進しています。しかし、近年は市内農家戸数の減少により岩倉産の野菜の確保が困難になっています。
- 食を通じた指導は家庭によるところも大きいため、保護者の食育に対する関心を高めてもらうための働きかけも必要となっています。

施策の方向性

学校での食育活動や給食を通じて児童生徒への食育を推進するとともに、家庭における食育を推進し、子どもたちの心身の健全な発達に努め、生涯にわたる食への関心につなげます。

具体的な取組内容

No.30 学校における食育の充実

- ・栄養教諭等が、給食時間に「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発や食事の姿勢・マナー等の指導を実施します。
- ・献立表を活用し、食育の啓発に努めます。また、市のホームページに毎月の献立やアレルギー資料を掲載し、保護者に限らず市民全体に学校給食を知ってもらうための情報発信を行います。
- ・学校給食と食生活に関するアンケートを実施し、児童生徒・保護者の意識や状況の調査を行います。
- ・学校給食センターの食育ホールに食育に関する各種展示を行います。
- ・学校において、食育に関する授業や、野菜・米の栽培等の体験学習を実施します。

No.31 安全でおいしい魅力ある学校給食の提供

- ・学校給食の献立には、セレクト給食^{※7}、行事食等を取り入れます。
- ・学校生活全般にわたりアレルギーの対応を図るため、基本方針やマニュアル作成を進めるとともに、学校給食において除去食を提供します。
- ・調理業務等の委託事業者と協力し、安全でおいしい学校給食づくりに取り組みます。

No.32 学校給食における地産地消の推進

- ・地場産の農作物等の積極的な使用を継続して推進します。
- ・岩倉市や愛知県の郷土料理を学校給食で提供するように努めます。
- ・近隣の障害者就労施設等の物資・製品の活用を進めます。

No.33 学校給食センター施設・設備等の計画的な更新

- ・安全安心な学校給食を提供するため、調理設備等の適切な保守点検や計画的な更新に努めます。

^{※7} セレクト給食

児童生徒が複数のおかずの中から献立を自由に選べる給食のこと。

施策5 学校における教育体制の整備

現状・課題

- 教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保や地方教育行政における責任体制の明確化等を図るため、2014年（平成26年）7月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されました。
- 本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に合わせ、2015年度（平成27年度）から新教育委員会制度をスタートさせるとともに「岩倉市総合教育会議」を設置しました。
- 2015年（平成27年）12月に、中央教育審議会は「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」を取りまとめました。その中で、教育改革、地方創生等の動向から学校と地域の連携・協働の必要性が高まっていることを背景に、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」等があるべき姿として示しています。

施策の方向性

家庭、地域、関係機関との連携により、地域ぐるみの協力体制を構築しつつ学校の教育環境を整備します。

具体的な取組内容

No.34 就学支援体制の充実

- ・小中学校の児童生徒や私立高等学校等の生徒に対する経済的な支援の充実を図ります。

No.35 学校・家庭・地域との連携強化

- ・地域の人材を活用した授業や部活動、学校施設の美化活動等の地域ぐるみの学校ボランティア活動を推進し、学校・家庭・地域の連携による学校教育の充実を図ります。

No.36 開かれた学校運営の推進

- ・学校は家庭や地域と連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るために、学校評議員制度の充実を図ります。
- ・授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めます。
- ・保護者や地域に対し、保護者メールやホームページ等を通じて学校の情報を積極的に発信します。

No.37 学校評価の実施体制の充実

- ・児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等に関して、教員による自己評価や児童生徒・保護者等による評価を行い、学校運営や教育活動の改善を進めます。
- ・教育活動、その他の学校運営の状況について、第三者評価を活用した学校評価のあり方について検討していきます。

No. 38 「チーム学校」の実現に向けた取組

- ・学校の管理運営等に関して、教員とは異なる専門性や経験を有するスタッフを配置し、教員と専門的スタッフが連携・分担して学校の機能を強化することにより教員の多忙化の解消を図り、チームとしての学校づくりをめざします。

No.39 関係機関の連携強化

- ・幼児・児童生徒の発達段階に応じて生活や学習の基礎的、基本的な能力が身につくよう、幼稚園等・小学校・中学校の連携を強化します。
- ・幼稚園等と小学校、小学校と中学校ではお互いの生活・授業内容等を理解するため、参観や情報交換を実施します。
- ・高等学校や専修学校等と積極的に連携して、進路説明会を実施します。また、校内に近隣の高校生の作品を展示するなど、交流を深めます。

施策6 安心して学べる環境づくり

現状・課題

- 本市の学校施設の多くが昭和40年代、50年代に建設されており、特に老朽化が進む学校においては、計画的な施設改修が急務となっています。また、整備にあたっては、学校の適正規模、適正配置が図れるよう検討する必要があります。
- 特に学校施設は、大規模災害等の避難所としても活用されることとなるため、安全性の確保と防災機能の強化は非常に重要なこととなっています。
- 2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたこと等を踏まえ、障害のある児童生徒等の状況に応じた学校施設のユニバーサルデザイン化について、検討が必要です。
- 近年、様々な技術革新により、教育活動におけるICTの活用が進むことが予想されます。時代の変化や社会情勢に対応した多様な学習のため、学校の設備や備品、教材等の環境を整備していく必要があります。

施策の方向性

児童生徒が安心して、快適に学べる学校環境を整備するとともに、時代の変化や社会情勢に対応します。

具体的な取組内容

No.40 地域との協働による安全な教育環境づくり

- ・通学路安全ボランティアにより、安全指導やあいさつ等の声かけ、不審者等に関する通報をすることで、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。
- ・通学路安全推進会議を開催して通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の対策について検討し、通学路の整備を図ります。
- ・保護者メールの配信等により、不審者情報等を発信し、児童生徒の安全の向上に努めます。

No.41 学校施設の安全性・機能性の向上

- ・学校施設における照明器具や窓等の非構造部材を含めた耐震化を進めます。
- ・障害のある児童生徒にも対応する施設・設備等のユニバーサルデザイン化を計画的に進めます。

No.42 時代の変化に対応した学習設備等の充実

- ・高度情報化に対応した情報活用能力や情報モラル等の育成、I C T活用による校務の効率化を図るために、学校の情報端末等を維持管理し、計画的な更新を進めます。

No.43 学校施設の再整備

- ・近い将来に見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向けて「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」や「岩倉市公共施設等総合管理計画」に基づき、児童生徒数の推移を考慮しながら、児童生徒・保護者・地域の意見を踏まえて検討を進めます。

基本目標２ 家庭・地域とともに進める教育の展開

施策１ 保護者・家庭の教育力の向上

現状・課題

- 家庭や地域社会においても、教育力の低下、親の過保護あるいは放任、インターネット上の有害情報の氾濫等、家庭を取り巻く環境が悪化しています。特に、スマートフォンの普及により、SNSの利用を通じて犯罪やトラブルに巻き込まれることが後を絶たないことから、社会情勢の変化に対応した支援が求められています。
- 本市では、学識経験者や家庭教育に関する団体代表、子育てに関わる部署で構成する「岩倉市子育て親育ち推進会議」を開催し、子育て家庭に関する情報交換を行っています。子育ては「子育て・親育ち」が基本であるとの考えから、行政と地域が一体となって、親としての知識と力を身につける学びの機会を提供しています。
- 保護者と教員で構成されるPTAの活動は、子どもたちの健全育成や学校・家庭・地域をつなぎ、より良い教育環境をつくっていくことに寄与します。そのため、PTA活動を積極的に支援し、連携を図っていくことが重要です。

施策の方向性

保護者と連携を図り、子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、保護者・家庭の教育力の向上に努めます。

具体的な取組内容

No.44 家庭教育に関する学習機会の提供

- ・親が子どもの成長と向き合い、親として自立し、“^{おやちから}親力”を高めるため、講座や体験学習等の機会を広げます。
- ・子育て期の親向けの小冊子「子育て親育ち十七条」の配布を通じて、子育てに役立つ知識や心構え等を普及します。

No.45 外国にルーツをもつ児童生徒保護者への啓発機会の充実

- ・外国にルーツをもつ児童生徒、保護者を対象にした入学説明会、進路説明会等を開催して日本の教育についての理解を促します。

No.46 相談等の家庭教育支援体制の整備

- ・学校に関する相談や家庭でのしつけ、子どもに対する諸問題等の相談の機会を設けることにより、家庭教育支援を図ります。

No.47 保護者との連携強化

- ・子どもや学校に関する課題等について、PTAと連携を図り学習会を開くなど、解決に向けて取り組みます。

施策2 地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成

現状・課題

○生涯学習活動を行う団体の中には、学校とともに、子どもたちへの伝統文化等の教育活動に取り組んでいる団体もあります。地域の中で子どもたちが様々な人と関わり、多くの体験をすることは、社会性を育むことや地域への愛着心を高めることにつながるため、子どもたちが地域の大人等と交流する機会を持つことが重要です。

○岩倉市には青少年の健全な育成を目的とした様々な団体が活動しています。そのうち、社会教育関係団体として登録している一部の団体に対しては活動支援を行っているものの、すべての団体・組織の活動情報が把握できていないことが課題となっています。

施策の方向性

地域等の人材を活用し、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。また、地域で教育活動を行う団体・組織の活動状況を把握するとともに支援を行います。さらに、すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動できるよう、地域住民と子どもが交流する機会を創出します。

具体的な取組内容

No.48 地域組織・市民団体が実施する教育活動への支援

- ・地域の教育力の向上のため、地域の子どもの教育活動を目的とした団体等を支援します。

No.49 地域教育に関わる人材の育成

- ・社会教育関係団体等の情報提供を通して人材の発掘及び育成をめざします。
- ・地域で教育活動を行う人材の把握、育成及び支援に努めます。

施策3 青少年の健全育成活動の展開

現状・課題

- 放課後等を有効に活用し、地域活動や学習活動に取り組む児童生徒がいる一方で、必ずしもそれらの時間を有意義に過ごせていない児童生徒も存在しています。また、児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの小学校6年生までの受入れや放課後子ども教室との連携等、新たな課題が生まれています。
- 女性の活躍推進や地域ぐるみの教育の重要性等が高まっていることから、放課後等の児童生徒の過ごし方について、より充実させていくための取組が必要となっています。
- 青少年の健全育成に関しては、多くの青少年がスポーツ、芸術、ボランティア等の様々な分野において活躍しています。しかし、一部には学習意欲の低下、規範意識の希薄化、非行、ニート[※]、ひきこもりに象徴される社会的自立の遅れなど憂慮すべき状況が見られます。
- 本市では、青少年問題協議会や同専門委員会を開催し、青少年の非行・被害防止に向けた取組を行っています。青少年の生活実態調査を行い、青少年の日頃の生活や考え方を調査することで、今後の活動方針やこれまでの成果指標としています。
- 成人を祝うとともに、社会の担い手としての自覚と責任を確認する場として新成人のつどいを開催しています。

施策の方向性

放課後において、地域等との連携のもとで児童生徒の学びや体験機会の充実を図ります。また、青少年が健やかに育まれるよう、学校・家庭・地域・行政の連携のもとで環境づくりを進めます。

具体的な取組内容

No.50 「放課後子ども総合プラン」の推進

- ・放課後に児童が安心して活動ができる場の確保に努めます。
- ・学校・家庭・地域との連携により、放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実を図ります。

No.51 健全な地域環境づくりの推進

- ・青少年問題協議会や同専門委員会を開催し、青少年の非行・被害防止に向けた取組を進めます。
- ・青少年の生活実態の把握に努め、日頃の生活や考え方を調査することで、今後の活動方針やこれまでの成果指標としていきます。

[※] ニート

15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者のこと。若年無業者。

- ・児童館において、青少年を対象とした居場所づくり事業を実施し、小学生・中学生・高校生間の交流を促進します。

No.52 青少年団体との連携

- ・新成人自らが、自由な発想のもと企画し、運営する新成人のつどいを開催します。新成人の集いでは、成人を祝うとともに関連部署が連携して啓発活動を行い、次代を受け継ぎ守っていく自覚と責任を確認する場となるよう努めます。
- ・青少年が成長に合わせて自ら加入したい団体を選び自発的に活動できるよう、各種の青少年団体と連携し、個々の団体の活動実態や団体加入方法の紹介に努めるとともに、その活動を支援します。

基本目標３ 生涯を通じた学びあいの定着

施策１ 市民の生涯学習活動を支える環境づくり

現状・課題

- 国では、2013年（平成25年）6月に「第2期教育振興基本計画」を策定しており、この中で「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築する」ことがめざされています。少子高齢化やグローバル化、雇用や地域社会、家族のあり方等が変化する中で、一人ひとりの生涯学習活動の必要性がますます高まっています。
- 本市では、2003年（平成15年）3月に「岩倉市生涯学習基本構想・基本計画」を策定し、市民が生涯学習リーダーとなるしくみづくり、生涯学習センターの整備等の方向性を示しました。計画策定後、10年以上が経過することから、時代の動きに対応しつつ、これまでの本市の取組をさらに充実させていくことが必要となっています。
- 2010年（平成22年）に、市の生涯学習の拠点施設として「岩倉市生涯学習センター」を設置しました。立地等、利便性の高さから、市民に活発に利用されています。センターの拠点機能を最大限に生かし、今後は、多様な世代を含むより幅広い市民に活用してもらうことが必要です。
- 今後、高齢化がさらに進むこととなるため、各地域での学習活動も重要になります。生涯学習の場や機会は、地域コミュニティの形成や地域の絆づくりにも貢献することが期待されます。

施策の方向性

生涯学習の必要性を広く市民に周知するとともに、身近な場での講座の実施等、利用しやすい学習機会を提供することで、主体的に生涯学習に関わる市民の増加を図ります。

具体的な取組内容

No.53 生涯学習の必要性に関する啓発

- ・生涯学習の必要性に関する啓発を目的としたイベントの開催を検討します。

No.54 生涯学習に関する情報提供の充実

- ・より多くの市民が生涯学習に関する情報を得ることができるよう、広報紙や生涯学習センターの掲示版等の多様な媒体を活用し、生涯学習講座等の情報を提供します。

No.55 生涯学習環境の整備

- ・本市の生涯学習活動の拠点として、指定管理者制度のもと、生涯学習センターの管理・運営を行います。また、より幅広い市民が活用できるよう、生涯学習センターの利用方法・利用時間の見直し等の検討を進めるとともに、評価体制を整備します。
- ・地域集会所、学習等共同利用施設、公会堂等も市民の生涯学習活動に積極的に有効活用できるよう、出張講座等を展開します。

施策2 現代的課題に対応した学習の推進

現状・課題

- 個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自らの課題を自ら解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる市民の育成に資する学習機会の提供が求められています。
- 本市では、効率的な管理運営と質の高いサービス提供を図るため、「岩倉市生涯学習センター」を指定管理方式によって運営しています。指定管理者による企画運営のもとで、市民の多様化・複雑化するニーズに対応すべく様々な生涯学習講座を開催しており、生涯学習講座では教養講座、暮らしの講座、子育ての講座等、様々な現代的課題に対応した学習プログラムを提供しています。
- 学校教育を終えた社会人等の学び直しや地域社会における課題解決の知識の更新ができる機会等が求められています。
- 生涯学習は自らの教養を高めることや生きがいづくり、仲間づくりにもつながるため、楽しみながら学ぶことができる生涯学習活動の機会を充実していくことが大切です。

施策の方向性

複雑化・多様化する現代的な課題に対応するとともに、特に公共の生涯学習として対応すべきものを選定し、高等教育機関や近隣市町、市役所内の関連部署との連携により学習機会の提供に努めます。

具体的な取組内容

No.56 現代的課題に対応した学習プログラムの実施

- ・多様化、高度化する市民の生涯学習ニーズの把握に努め、生涯学習講座を開催します。
- ・生涯学習講座においては、ライフステージに合わせた趣味や教養、スキルアップを目的とした講座等、様々な課題に対応した学習プログラムを提供します。

No.57 社会人の学び直し等への支援

- ・高等教育機関と連携するなどし、社会人のスキルアップにつながる講座の開催または紹介に努めます。

No.58 高等教育機関等と連携した講座の実施

- ・多様化、高度化する市民の生涯学習ニーズを満たすため、高等教育機関等と連携した講座の開催や講座情報の提供を図ることで、講座内容・学習機会の充実に努めます。

No.59 ボランティア等社会に役立つ学びの機会の充実

- ・生涯学習を通じて得た知識を地域づくり等の活動に生かせるよう、社会貢献につながる生涯学習講座を企画運営します。
- ・各種ボランティア養成講座を開催または紹介し、社会参加までを一貫して支援します。

施策3 市民の主体的活動の活性化

現状・課題

- 精神的な豊かさへの志向が高まり、市民の生涯学習に対するニーズは多様化、高度化しています。また、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会を築いていくために、生涯学習の果たす役割は重要性を増しています。
- 生涯学習活動の目的は「自分のための学習」に終わることなく、生涯学習の最終的な目標である「自己実現・社会貢献」へと発展していくことです。市民の自主的な活動を支援しつつ、「自己実現・社会貢献」のためのスキルアップを含む幅広い生涯学習機会の提供に努める必要があります。
- 本市では、市民の主体的な学習活動を積極的に推進するため、社会教育関係団体の登録制度を設け、それらの指導育成や施設利用及び財政的な援助を行っています。また、生涯学習センターでは、センターを中心に自主的な活動を行っているグループを「生涯学習サークル」として登録し、その活動を支援しています。

施策の方向性

市民が主体的に生涯学習活動を行い、「自分のための学習」にとどまらず、生涯学習の最終的な目標といわれる「自己実現・社会貢献」へ発展的に展開できるよう、必要な支援の提供に努めます。

具体的な取組内容

No.60 サークル・団体の育成・支援の充実

- ・市民の生涯学習活動を創出、活性化するため、生涯学習サークル登録制度の適正な運用を図るとともに、サークル活動の発表や相互交流の場の創出に努めるなど、自主的なサークル・団体の育成・支援を図ります。

No.61 市民が企画・運営し、講師となる学習活動の促進

- ・自らの知識・技能・経験を生かしたいと考えている市民が活躍できるよう、市民活動の支援に関わる部署等と連携し、相談体制及びコーディネート機能の充実に努めます。

施策4 図書館サービスの充実

現状・課題

- 子どもが読書に親しむことは、想像力を育むことや言葉の学び、感性・表現力の育成につながる非常に重要なものです。本市においては、「第2次子ども読書推進活動計画」に基づき、子どもの読書活動に関して、岩倉図書ボランティアネットワークが中心となって、学校・家庭・地域が連携・協力して推進することが必要となっています。
- 本市では、子どもの読書活動に取り組むボランティアの活動が活発です。2016年（平成28年）4月現在、180人をこえる図書ボランティアが、図書館をはじめ学校や各施設における読み聞かせやストーリーテリング^{※9}、大型紙芝居作成等の活動を行っています。子どもに本の楽しさを伝えるボランティアの役割は大きく、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。
- 児童生徒アンケートの結果によると、中学生で本をほとんど読まない割合が28.6%となっています。この数値を下げるため、子どもの読書離れを食い止め、読書への関心を高めるとともに、読書の質を高める取組が必要です。
- 市民アンケートの結果によると、市民のおよそ3人に1人が図書館を一度も利用したことがなく、より多くの市民に活用してもらえる図書館にしていくためには、利用者や図書館運営協議会の意見を聞きながら様々な魅力ある事業を実施していく必要があります。
- インターネットやスマートフォン等多様なメディアが普及し、人々の余暇時間の過ごし方も多様化しています。読書においても、電子書籍等の新たな形態が出てきているため、市民ニーズや子どもの読書環境への影響等を踏まえ、動向を注視していく必要があります。

施策の方向性

子どもの読書活動の推進のため、ボランティアグループの活動や運営を様々な方法で支援するとともに、家庭や学校図書館、図書館等、地域社会全体での連携した取組を進めます。また、市民や子どもたちが図書館等を利用し、読書に親しむことができるよう、図書館環境の充実を図ります。

^{※9} ストーリーテリング

絵本等を読むのではなく、語り手が昔話や創作の物語を覚えて、自分の言葉で語りかけるもの。

No.62 図書館資料の充実

- ・はじめて図書館を利用する子どもにも、手にしたい本の案内を用意し、子ども自身が選びやすいようにします。
- ・中学生から高校生を対象とした大人への成長期にある 10 代の若者の興味や関心の高い本を、ヤングアダルトコーナーにおいて幅広く提供します。
- ・障害のある子どものために、ボランティアによる点字図書・録音図書を充実させるほか、布絵本やさわる絵本の収集を行います。
- ・市民が興味・関心を持って読書活動に取り組めるよう、市民ニーズを反映した図書の整備に努めます。

No.63 子どもの読書活動の推進

- ・子どもの読書活動を推進するため、読んだ冊数に応じ、「50 冊賞・100 冊賞」を贈呈することにより参加者の増加を図ります。
- ・子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めるため講演会・研修会・ブックスタート等の読書活動関連の事業を行い、広く啓発活動を進めます。
- ・あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求め、市内各施設で行われる子どもの読書活動推進につながるイベント情報を図書館が中心となって収集し、提供します。

No.64 図書館ボランティアの活動支援

- ・岩倉図書ボランティアネットワーク会議を開催し、各団体の活動報告や意見交換を通して活動の充実を図ります。
- ・図書館や学校以外で活動するボランティアの発掘・育成に努め、ボランティアネットワークへの参加を促進します。
- ・図書館が中心的な役割を担い、子どもの読書活動を推進する各団体の連携や協働のあり方について研究・協議する体制を構築します。

No.65 利用しやすい図書館環境の整備

- ・市民にとって利用しやすい図書館をめざし、配架の工夫をしたり、外国語の案内板等の整備を進めたりします。
- ・児童コーナーについては子どもの目の高さに合わせた本の配置を行い、利用しやすい環境を整備します。

基本目標4 文化・芸術を育む風土の醸成

施策1 文化・芸術にふれる機会の充実

現状・課題

- 本市では、市民が身近な施設で優れた文化・芸術にふれる機会として、文化講演会、市民芸術劇場、市民映画劇場、ロビーコンサート等を開催しています。
- 自主的な文化・芸術活動の発表機会として、市民文化祭、市民音楽祭、市民茶会を開催しており、市役所のミニステージやギャラリー等も発表の場として活用されています。
- 文化・芸術に関する事業においては、全体的に参加者の年齢的な偏りがみられ、若い世代の参加が少ないことが課題となっています。
- 市民アンケートの結果によると、本市の文化・芸術活動の充実のために必要なこととして「コンサートや演劇など、市民が文化・芸術にふれられる機会の充実」をあげる意見が5割を占め、最も高くなっています。このような市民ニーズを踏まえ、これからの取組を充実させていく必要があります。

施策の方向性

様々な分野からなる文化・芸術に市民がふれる機会を提供するため、多様な文化・芸術事業を推進します。また、市民による文化・芸術活動の発表の機会を充実させます。

具体的な取組内容

No.66 鑑賞機会の提供

- ・文化・芸術意識の高揚を図るため、質の高い鑑賞・観覧機会を提供することを目的に市民芸術劇場や文化講演会等を開催します。

No.67 創作・発表機会の充実

- ・文化・芸術活動をしている人たちの発表機会を拡大するため、市民の主体性を引き出しながら、市民文化祭、市民音楽祭の企画運営や、市の行事や公共施設等を活用した創作・発表の機会の充実を図ります。

施策2 「音楽のあるまちづくり」の推進

現状・課題

- 本市では、セントラル愛知交響楽団への練習場所の提供をきっかけにして、「音楽のあるまちづくり」を推進してきました。
- 1998年（平成10年）3月には「岩倉市音楽文化振興基本計画」を策定し、これに基づき音楽文化の振興に向けた様々な取組を行っています。
- 「音楽のあるまちづくり」はセントラル愛知交響楽団との連携の中で、長年の蓄積があり、ポップスコンサート、岩倉駅コンサート等は市民の間で定着しています。また、ジュニアオーケストラ等、青少年育成とも関連した音楽文化振興は、本市の大きな特色となっており、今後も、市民・音楽家・行政の協働により進めていく必要があります。

施策の方向性

セントラル愛知交響楽団とこれまで築き上げてきたパートナーシップの維持・発展に努めるとともに、魅力あふれる豊かな市民生活を実現するため、音楽に関わる活動を通じた人のつながりを形成し、市民・音楽家・行政の協働による、「音楽のあるまちづくり」を推進します。

具体的な取組内容

No.68 ジュニアオーケストラの運営

- ・音楽を通じて情操豊かな青少年の育成を図るとともに、市民の音楽に対する理解と音楽文化の振興を図るため、音楽のあるまちづくり事業の中心的な存在としてジュニアオーケストラによる定期演奏会を始めとした各種コンサートへの出演等の活動を推進します。

No.69 身近な場所での音楽鑑賞機会の充実

- ・音楽文化の普及のため、ポップスコンサート、児童館コンサート、マタニティーコンサート等を実施します。
- ・身近な場所で優れた音楽にふれる機会として、セントラル愛知交響楽団による小中学校音楽鑑賞会や中学校での部活動指導のほか、ロビーコンサートを実施します。

施策3 文化・芸術活動を促進する環境整備

現状・課題

- 文化・芸術は、人々が心豊かな生活を実現するために必要なものですが、その役割を果たすための環境は十分とは言えません。これまで培われてきた文化・芸術を継承し、発展させるとともに、市民文化の創造を促進することが課題となっています。
- 市民の主体的な文化活動の振興を図るため、岩倉市まちづくり文化振興事業助成金制度を設け、文化によるまちづくりの振興に寄与する事業を支援しています。
- 岩倉市生涯学習センターで開催する生涯学習講座では、小中学生を対象とした講座として、伝統文化や芸術に関する講座を開催しています。また、同センターでは、文化・芸術活動を行うサークルへの活動支援も行っています。
- 様々な分野の文化活動を行う団体が加盟する岩倉市文化協会の活動を支援しています。加盟団体の多くは、会員の減少や高齢化等が課題となっており、文化協会の加盟団体の減少にもつながっています。

施策の方向性

市民による自主的な文化・芸術活動を支援することで、文化・芸術活動に取り組む人材・組織の育成を行います。

具体的な取組内容

No.70 市民の文化・芸術活動の振興

- ・市民による自主的な文化・芸術活動を通してまちづくりの振興を図るため、まちづくり文化振興助成事業を実施します。
- ・市内外の文化・芸術に関する情報を、広報紙やホームページ等を活用し幅広く提供します。

No.71 子どもの文化・芸術活動の促進

- ・生涯学習講座において、文化・芸術に関する児童生徒向けの講座を開催することで活動の促進を図ります。
- ・伝統文化親子教室事業の補助金や文化芸術による子どもの育成事業を積極的に活用し、文化・芸術を通して豊かな人間性を育みます。

No.72 文化・芸術活動に取り組む人材・組織の育成

- ・岩倉市文化協会が、今後も市民の手による文化・芸術活動推進の担い手となるよう、活動の活性化につながる情報の提供や若い世代で活動している新規団体の加入促進など、組織の自立と拡大のための支援に努めます。

基本目標 5 地域の歴史・文化の次世代への継承

施策 1 岩倉市固有の文化に対する理解促進

現状・課題

- 市の特色あふれる歴史・文化等について、市民の理解を促していくことは地域のアイデンティティの創出や観光資源としての活用等、多方面に様々な効果をもたらします。
- 「岩倉市郷土資料室」において、市民の協力を得ながら寄贈を受けた古民具の修復・保管・展示等を行っています。しかし、収蔵スペースや保管・管理体制、展示方法について十分とは言えません。
- 近年、市民生活の中では住宅の建替え等に伴い、その価値等が顧みられることのないまま民俗資料が破棄されている状況があります。
- 2014年度（平成26年度）からは郷土資料のデータベース化を進め、資料の保存及び情報管理に努めています。
- 小学校の総合的な学習の時間で取り組まれる市内史跡・文化財の学習において、子どもたちが本市の歴史・文化を学ぶ活動に協力しています。

施策の方向性

市民が、岩倉市固有の文化財や伝統文化、歴史に親しみ、自分たちの郷土として誇りを持てるよう、啓発や情報発信等に努めます。

具体的な取組内容

No.73 郷土資料等の収集と保存・展示

- ・専門家や市民の協力を得ながら、郷土資料室等の収蔵品の整理分類や有形・無形文化財のデータベース化を計画的に進めます。
- ・データベース化した文化財はホームページで公開するなど、展示方法の充実を図ります。
- ・市民団体の協力により、民俗資料等企画展を開催し、岩倉市の歴史・文化の紹介に努めます。

No.74 地域の歴史・文化に関する周知・啓発

- ・市民が地域固有の文化財、伝統文化、歴史への理解を深め、保護・継承への意識を高められるよう、講座の開催やパンフレット等による周知・啓発に努めます。
- ・織田伊勢守信安・山内一豊の追悼会を行い、郷土の偉人を偲ぶ機会を設けます。

No.75 郷土への愛着を高める地域学習の推進

- ・郷土への愛着とそこに住む誇りを高めるために、市民団体や学校と協力し、郷土の歴史、文化・文化財に関する講座を充実することで、子どもたちへの地域学習の推進を図ります。

施策2 地域の伝統文化の保存・継承

現状・課題

- 国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録を受け、日本全体で、歴史・文化等への関心が高まりつつあります。
- 愛知県はからくり人形を載せた山車が各地に所在する、全国有数の山車まつりの集積地域です。愛知県内の市町村が一丸となって、山車文化の気運の高揚、魅力発信を行うため、2015年度（平成27年度）に「あいち山車まつり日本一協議会」が設立されました。
- 市内には3台の山車がありますが、いずれも復元から20年が経過し、主要な構造部分にも傷みが生じてきています。山車巡行の継承のためには、今後、大規模な修繕が必要となっています。
- 山車の維持管理には多額の経費が必要となりますが、岩倉山車保存会への財政的支援等が課題となっています。
- 山車は市民共通の財産として定着しているものの、これらを管理する山車保存会の会員の高齢化が進んでおり、広く市民の関心を高め、新たな会員の育成を進めていく必要があります。
- お囃子等では子どもたちの参加も見られ、山車巡行は幅広い世代に愛され、親しまれるものとなっています。一方で、傘鉾や火渡り、輪くぐり等、地域の伝統文化が薄れつつあります。市民全体でこれらの伝統を守っていくための仕組みが求められています。

施策の方向性

市民の関心を高め、市民全体で山車文化等地域の伝統文化の保護・継承に努めます。

具体的な取組内容

No.76 山車巡行の継承と情報発信

- ・山車保存会と連携し、山車やからくり人形、お囃子の保護と山車巡行の継承を推進するとともに、次代を担う子どもたちの育成や地縁にこだわらない幅広い担い手の発掘ができるような仕組みについて検討します。
- ・山車巡行のため、山車の計画的な修繕に必要な支援を行います。
- ・山車に関する映像を、ホームページや岩倉駅改札前モニター等で効果的に発信します。

No.77 地域の祭り・伝統文化の継承活動の支援

- ・地域固有の祭りや伝統文化を継承していく活動への支援を行います。

施策3 文化財の保存と活用

現状・課題

- 文化財は、伝統的な文化が結実したものであり、古くからの歴史や文化を理解するために欠くことができない貴重な資産であるとともに、現在及び将来の社会の発展向上のためになくてはならないものです。このようなことから、文化財を適切に保存・活用し、確実に次世代に引き継いでいくことが求められています。
- 文化財を適切に保存及び活用していくためには、文化財のうち、特に重要なものについて指定を行い、それらを適切な状況で保存するとともに分かりやすく公開・活用する必要があります。
- 現在、市と県が指定する文化財は市内に19件ありますが、市内には、まだ埋もれたままになっている貴重な文化財が存在していると考えられます。それらの保護を図るためにさらに調査を進めていく必要があります。
- 文化財の保護の取組を進めるためには、専門家の協力や市民の理解・協力が不可欠です。人材の面では、専門性を有する職員の不足や文化財の知識を有する市民の高齢化などが課題となっています。

施策の方向性

主要遺跡、市指定文化財、その他の主な文化財を適切に管理するため、専門性を有する職員の配置に努めるとともに、専門家や市民の協力を得ながら、文化財の実態を把握し、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護に努めます。

具体的な取組内容

No.78 遺跡・文化財の発掘と保護・管理

- ・専門家や市民の協力を得ながら、文化財の調査や開発に伴う立会い等により、文化財の実態を把握し、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護に努めます。
- ・文化財愛護思想の普及と地域ぐるみの防火・防災意識を高めるため、防火訓練等を実施します。

No.79 文化財保護の担い手づくり

- ・文化財の適切な保護を推進するため、専門的な知識と見識を持った指導者の確保に努めます。
- ・地域の歴史や文化財などを広く市民に伝えていくため、地域の歴史・文化財に関する学習機会を増やし専門知識を持つ人材を育成するとともに、歴史・文化財ガイドとして活躍できる環境を整えます。

基本目標6 豊かなスポーツライフの実現

施策1 市民主体のスポーツ活動の活性化

現状・課題

- 国では、2011年（平成23年）に「スポーツ基本計画」を策定しており、この中で「子どものスポーツ機会の充実」「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」等の基本方針が示されました。誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。
- 本市では「一市民一スポーツ」を合言葉に、スポーツの普及・啓発活動や市民スポーツ大会、教室等の開催を通じてスポーツへの参加機会の拡大を図ってきました。スポーツに親しむ市民がさらに増えていくよう、市民のスポーツニーズの把握やそれに基づくスポーツの振興を図っていくことが必要です。
- 全市民を対象とした一大スポーツイベントとして、毎年10月に「市民体育祭」を開催しています。子どもから高齢者まで幅広い世代の市民が参加し、スポーツのみならず、世代間交流の機会としても効果をあげています。
- 本市では、体育協会（スポーツ少年団、スポーツレクリエーション協会等）、岩倉スポーツクラブ等の、市民が主体となったスポーツ団体において、幅広い種類のスポーツ活動が行われています。また、スポーツ推進委員が指導者となってスポーツの普及を図っています。これらの団体等は、市と緊密な連携をとりながら様々なスポーツ大会や教室を開催し、市が主催するスポーツイベントにも積極的に関わっています。
- 多くのスポーツ団体において、会員の高齢化が進み、会員数が減少傾向にあります。また、団体の担い手や指導者が不足していることも課題となっています。

施策の方向性

体を動かすことによる心身の健康への影響の大切さを周知し、その重要性を伝えるとともに、スポーツを楽しむ、身近な場所で気軽にスポーツに参加できる機会の創出を図ります。

また、スポーツ団体が、市民のスポーツ参加機会の拡充や、人や地域の交流の核となるように支援します。

No.80 スポーツの普及と振興

- ・市民がよりスポーツを身近に感じられるように、様々な種目のスポーツを気軽に体験できる機会を提供します。
- ・流行のスポーツを取り入れたスポーツ教室を開催することにより、市民の興味・関心を高め、スポーツへの参加を促します。
- ・スポーツ推進委員と連携し、地域におけるスポーツの普及を図ります。
- ・ホームページや広報紙、ほっと情報メールを活用し、市民に対してスポーツイベントやスポーツ団体等に関する情報を提供します。

No.81 スポーツイベントの開催

- ・市民体育祭をはじめ多種にわたるスポーツイベントを開催することにより、幅広いスポーツに参加する機会を提供します。

No.82 スポーツ団体の育成・活動支援

- ・育成補助金を通じて体育協会を支援し、団体の育成・発展を図ります。
- ・スポーツ施設の年間利用の調整や減免措置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。
- ・総合型地域スポーツクラブである岩倉スポーツクラブの活動を支援し、幅広い世代によるスポーツ活動を促進します。

No.83 スポーツ指導者の育成

- ・スポーツ指導者養成講習会等の指導者に関わる研修・講習への参加を支援することにより、指導者の育成に努めます。
- ・スポーツ活動中の事故等に迅速に対応できるように、普通救命講習会等の講習会への参加機会を提供します。

No.84 子どものスポーツ活動の活性化

- ・スポーツ少年団を育成補助金や、活動場所の提供等により支援し、子どものスポーツ活動の活性化を図ります。
- ・学校の体育館等の利用について支援し、安定した活動ができるよう環境を整備します。
- ・キッズヒップホップ等の子どもが楽しめる教室を企画・開催します。

施策2 競技スポーツの振興

現状・課題

- 国内、国外のトップアスリート達による活躍は、国民に喜びや感動を与えるとともに、スポーツへの関心の向上につながっていきます。本市では、スポーツ振興事業として、現役のプロスポーツ選手等による「スポーツ講演会」と、トップアスリートの試合の観戦や実技指導を行う「スポーツ観戦事業」をそれぞれ4年に一度開催し、競技意欲の向上を図っています。
- 競技スポーツへの意欲やモチベーションを高めるために、4市（小牧市、犬山市、江南市、岩倉市）で9種目の交歓体育大会を行い、相互に競技スポーツのレベルの向上を図っています。しかし、会員数の減少により参加できない種目も出ていることから、大会が縮小しないよう、新たな人気スポーツを競技種目へ追加する等、対応が必要です。
- 本市では、高校生以下を対象とした剣道、柔道、空手道からなる3種目の武道大会を開催しています。市内外から多数の参加があり、選手達が互いに交流を深め、競技意欲や技術の向上につながっています。
- 愛知県体育協会が主催する「愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル」「愛知県スポーツ少年大会」に本市の代表選手を派遣しています。

施策の方向性

プロスポーツ選手を招待し、交流し、また指導してもらう機会を提供することで、スポーツへの興味や意欲を高めます。また、県や近隣市町等と連携し、市民のスポーツ技術向上に向けた取組を支援します。

具体的な取組内容

No.85 競技スポーツの振興

- ・少年武道大会を開催し、市内外の多くの参加者で競い合うことができる機会を提供することで選手の育成に努めます。
- ・競技スポーツの意欲やモチベーションを高めるために、四市交歓体育大会を行い、競技スポーツのレベルの向上及び親睦を図ります。
- ・愛知県体育協会が主催する「愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバル」「愛知県スポーツ少年大会」に継続して選手を派遣します。

No.86 プロスポーツにふれる機会の充実

- ・スポーツ振興事業を通じ、トップアスリートと接することで競技意欲や競技力の向上をめざします。

施策3 スポーツ環境の整備

現状・課題

- 本市のスポーツ施設の中心的な場である総合体育文化センターは、2014年度（平成26年度）から指定管理者制度を導入し、指定管理者とともに、施設の維持管理や年間を通した各種スポーツ教室の企画運営を行っています。このことにより、トレーニング室のトレーナーが常駐になるなど、支援環境が向上しています。
- 総合体育文化センターは供用開始から25年が経過しており、これまでも修繕等を行い適切な維持管理に努めています。今後も既存の施設を有効に活用しつつ、安全性、利便性の向上を図っていくことが重要です。
- スポーツ施設の不足を補うため、各小中学校の体育施設を開放し、地域スポーツの活動場所を確保しています。
- 高齢者や障害のある人でも安心してスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ施設の安全性を確保していく必要があります。

施策の方向性

地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設の有効活用やスポーツ施設の整備に努めます。

具体的な取組内容

No.87 スポーツ施設の整備

- ・総合体育文化センターでは指定管理者制度を導入し、施設の適切な維持管理や民間の手法を取り入れた施設運営を行います。
- ・スポーツ施設におけるバリアフリー化をさらに進め、誰もがスポーツに参加できる環境を整えます。
- ・市民が安全にスポーツ活動に取り組めるよう、各施設で安全管理対策を充実させます。

No.88 学校体育施設等の有効活用

- ・各小中学校の体育施設を開放し、市民が地域で気軽にスポーツ活動に取り組める環境を提供します。

第5章 数値目標の設定

施策ごとに数値目標を設定し、その達成状況を確認します。

基本目標1 「まちづくり人」を育む教育の推進

施策1 子育て支援の推進

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
3歳未満児保育の受入児童数	年度当初の在籍児童数	人	249 (H28)	280	280
子育て支援施設利用者数	子育て支援センターの年間延べ利用人数	人	12,261	13,000	13,000

施策2 確かな学力の育成

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H28	H33	H38
学校で好きな授業がある児童の割合	全国学力・学習状況調査 ^{※10} の「学校で好きな授業がありますか」の問いに対して「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」と回答する児童の割合	%	小：93.4	93.5	94.0
先生から示される課題や、学級やグループの中で、自分たちで立てた課題に対して、自ら考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の「先生から示される課題や、学級やグループの中で、自分たちで立てた課題に対して、自ら考え、自分から取り組んでいたと思いますか」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答する児童生徒の割合	%	小：74.2 中：64.8	小：76.5 中：67.0	小：78.0 中：70.0
友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできている児童の割合	全国学力・学習状況調査の「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりできていると思いますか」の問いに対して「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」と回答する児童の割合	%	小：68.9	70.0	72.0

小：小学生 中：中学生

※10 全国学力・学習状況調査

小中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。小学校6年生と中学校3年生の児童生徒を対象に行われる。学力テストと生活習慣、学習環境に関するアンケート調査。

施策3 豊かな心・たくましい体の育成

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H28	H33	H38
自分によいところがあると思う児童の割合	全国学力・学習状況調査の「自分には、よいところがあると思いますか」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童の割合	%	小：74.6	76.0	77.0
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の「将来の夢や目標を持っていますか」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童生徒の割合	%	小：86.4 中：68.0	86.5 70.0	87.0 71.0
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童生徒の割合	%	小：92.7 中：92.6	93.5 93.0	94.0 93.5

小：小学生 中：中学生

施策4 給食等を通じた食育の推進

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
学校給食における県内産野菜の使用割合	学校給食で使用する食材における岩倉産・県内産食材の使用割合（重量ベース）	%	県内産 38.3 岩倉産 9.4	42.0 9.5	43.0 9.5
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の「朝食を毎日食べている」に対して「している」と回答する児童生徒の割合	%	小：85.6 中：81.8 (H28)	87.0 83.0	88.0 84.0

施策5 学校における教育体制の整備

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
保護者メールに登録している人の割合	登録保護者数÷児童生徒数	%	小：94.9 中：87.4	小：96.0 中：89.0	小：97.0 中：90.0
運動部活動外部講師導入	実施	—	未実施	実施	実施
教育活動に参加した地域等人材の人数	市内小中学校において、年度内に教育活動に参加した地域等人材の延べ人数	人	592	600	610

小：小学生 中：中学生

施策6 安心して学べる環境づくり

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
「安心して学べる環境づくりに努めている」と回答した保護者の割合	保護者アンケートにおいて、「安心して学べる環境づくりに努めている」と回答した保護者の割合	%	86.5	88.0	90.0

基本目標2 家庭・地域とともに進める教育の展開

施策1 保護者・家庭の教育力の向上

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
子育て親育ち講座の受講者数	年度内に子育て親育ち講座を受講した延べ人数	人	3,309	3,500	3,500

施策2 地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
地域の子どもの教育活動を目的とした団体数	社会教育関係団体の登録数	団体	7	9	11

施策3 青少年の健全育成活動の展開

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
1館あたりの1か月の児童館利用者数	児童館数（7館）÷12か月	人	1,737	2,000	2,000
青少年健全育成啓発事業参加人数	年度内に青少年健全育成街頭啓発活動の延べ参加者数	人	220	230	240

基本目標3 生涯を通じた学びあいの定着

施策1 市民の生涯学習活動を支える環境づくり

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
生涯学習講座への参加者数	年度内に生涯学習センターで実施する生涯学習講座の延べ参加者数	人	2,841	2,900	3,000

施策2 現代的課題に対応した学習の推進

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
生涯学習講座開催数	年度内に生涯学習センターで実施する生涯学習講座数	講座	94	100	105
高等教育機関等と連携した講座数	年度内に高等教育機関等と連携して実施した講座開催数	講座	1	3	5

施策3 市民の主体的活動の活性化

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H28	H33	H38
生涯学習サークル数	生涯学習サークル団体数（各年度4月1日時点）	団体	102	110	120
社会教育関係団体数	社会教育関係団体登録団体数（各年度4月1日時点）	団体	28	30	32

施策4 図書館サービスの充実

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
読み聞かせ等の講座参加者数	年度内に実施する講座の延べ参加者数	人	60	75	75
児童図書の貸出し冊数	年度内の児童図書の貸出総数	冊	99,063	100,000	105,000
図書館の貸出し人数	年度内の図書館全体の貸出し延べ人数	人	60,786	64,500	64,500

基本目標4 文化・芸術を育む風土の醸成

施策1 文化・芸術にふれる機会の充実

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
市民文化祭出品者数	市民文化祭に作品等を出品した延べ人数	人	3,271	4,000	4,000

施策2 「音楽のあるまちづくり」の推進

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
ジュニアオーケストラ団員数	ジュニアオーケストラの団員数（各年度4月1日時点）	人	44 (H28)	50	55
ポップスコンサート来場者数	ポップスコンサートに来場した延べ人数	人	358	420	420
ロビーコンサート来場者数	ロビーコンサートに来場した延べ人数	人	912	950	1,000

施策3 文化・芸術活動を促進する環境整備

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
文化協会加入者数	岩倉市文化協会に加入している人数	人	579	650	680

基本目標5 地域の歴史・文化の次世代への継承

施策1 岩倉市固有の文化に対する理解促進

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
郷土資料のデータベース化の整備率	郷土資料のうち、データベース化したものの割合	%	30.0	95.0	95.0

施策2 地域の伝統文化の保存・継承

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
岩倉市山車保存会会員数	3町の山車保存会の会員数	人	860	880	900

施策3 文化財の保存と活用

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
指定文化財件数	岩倉市内にある国・県・市指定文化財の件数	件	19	21	23

基本目標 6 豊かなスポーツライフの実現

施策 1 市民主体のスポーツ活動の活性化

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
スポーツ教室の参加者数	年度内に実施するスポーツ教室の参加者数	人	318 人	400	430
スポーツ振興事業の開催数	年度内に実施するスポーツ振興事業の開催数	回	17	18	18
体育協会加盟団体数	岩倉市体育協会に加盟する団体数 (各年度 4 月 1 日時点)	団体	49 (H28)	49	49
スポーツクラブ会員数	岩倉スポーツクラブの会員数	人	83	90	100

施策 2 競技スポーツの振興

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
全国大会等出場者	体育協会スポーツ競技全国大会等 出場者奨励金支給件数	件	23	26	30

施策 3 スポーツ環境の整備

成果指標		単位	実績	目標	
指標名	指標の説明		H27	H33	H38
公共スポーツ施設及び小 中学校体育館利用者	年度内に公共スポーツ施設及び小 中学校体育館を利用した延べ利用人 数	人	612, 171	640, 000	680, 000

第6章 推進体制

1 計画推進にあたっての体制整備

1-1 市民への計画の周知と情報の収集・発信

- ・本市の教育・生涯学習の基本理念や方針、目標等を市民や関係機関等と共有するため、本計画概要版、ホームページ等の多様な媒体を活用しつつ、本計画の内容や教育・生涯学習等に関する取組を広く周知します。

1-2 関係機関との連携・協力

- ・幼稚園等や小中学校、市内の高等学校や近隣市の大学等と連携を強化し、教育現場の実情の把握と情報の共有を図ります。
- ・教育・生涯学習は、行政の取組全体にわたって横断的に関わるものであるため、関係部署との連携を密にし、施策・事業を推進します。
- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき市長が設置する「岩倉市総合教育会議」で協議される教育に関する重要な事項について、取組への反映に努めます。

1-3 変化する社会情勢等への対応

- ・社会や市民の教育・生涯学習に対するニーズの変化に対応するため、計画の中間年度において、施策・事業等の見直しを行います。また、計画の内容に関わる国等の方針転換があった場合は、適宜、見直しを行います。

2 計画の評価・検証体制

2-1 PDCAサイクルによる進行管理

- ・教育委員会内において本計画の進捗管理を行うとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員会事務の点検・評価を毎年度実施し、各施策・事業の着実な推進を図ります。
- ・本計画の第5章にある数値目標について、毎年度その進捗状況を確認し、結果を分析することで、施策や事業の改善に生かします。

2-2 児童生徒や保護者、市民等の意見の反映

- ・アンケート等による児童生徒や保護者、市民の教育・生涯学習に関するニーズを把握し、その結果を施策・事業等に反映します。

- ・本計画の進捗状況や各種のデータ、アンケート調査結果等を広く市民や保護者に公表することで、家庭・地域と情報・課題を共有し、協働による取組を強化します。

資料編

1 策定の経過

2015 年度（平成 27 年度）

年月	実施事項
平成 27 年 10 月 6 日	第 1 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会
10 月 27 日 ～11 月 10 日	岩倉市の教育等に関する市民アンケート調査（市民対象）
10 月 28 日 ～11 月 6 日	岩倉市の教育等に関する市民アンケート調査（児童生徒、保護者対象）
平成 28 年 1 月～2 月	岩倉市の教育等に関する団体ヒアリング調査
1 月 27 日	「岩倉市日本語・ポルトガル語適応指導教室」への面談ヒアリング
2 月 1 日	「いわくら OY G クラブ」への面談ヒアリング
2 月 12 日	岩倉市生涯学習センター「来未 iwakura」への面談ヒアリング
2 月 16 日	第 2 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会
3 月	計画策定のための庁内ヒアリング

2016 年度（平成 28 年度）

年月	実施事項
平成 28 年 5 月 20 日	第 3 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会
6 月 21 日	第 1 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第 2 部会）
6 月 24 日	第 1 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第 1 部会）
7 月 26 日	第 2 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第 1 部会）
8 月 2 日	第 2 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第 2 部会）
9 月 20 日	第 3 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第 2 部会）
9 月 29 日	第 3 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第 1 部会）
11 月 8 日	第 4 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会
12 月	パブリックコメントの実施（予定）
平成 29 年 2 月 14 日	第 5 回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（予定）

2 検討組織

(1) 岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく岩倉市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の推進等を図るための岩倉市教育振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他基本計画に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内小中学校の保護者の代表者
- (3) 市内小中学校教員の代表者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育こども未来部学校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名
愛知教育大学教授・附属名古屋小学校長	土 屋 武 志
岐阜大学地域協学センター長・教授	益 川 浩 一
岩倉南小学校PTA会長（2015年度（平成27年度））	野 崎 要
五条川小学校PTA会長（2016年度（平成28年度））	井 上 貴 文
南部中学校PTA会長（2015年度（平成27年度））	横 井 孝 次
岩倉中学校PTA会長（2016年度（平成28年度））	成 瀬 匡 樹
曾野小学校長（2015年度（平成27年度））	村瀬 とみ子
五条川小学校長（2016年度（平成28年度））	戸 田 清 徳
南部中学校長	高 橋 宏 滋
特別支援担当教諭	奥 村 寿 英
日本語・ポルトガル語適応指導教室室長	村 瀬 英 昭
学校栄養職員	金 成 淳 子
音楽担当教諭	熊 木 夕 子
体育担当教諭	鬼 頭 功 一
文化財保護委員会 委員長	中 山 春 義
文化協会 副会長	青 木 豊
婦人会 会長	寺 澤 陽 子
社会教育委員の会議 委員長	内 藤 和 子
図書館協議会 副会長	小 杉 美 智 子
体育協会 理事長	永 井 可 元
スポーツ少年団 本部長	今 井 秀 明
スポーツ推進委員 委員長	武 藤 栄 司
岩倉幼稚園 園長	町 田 竜 介

岩倉市教育振興基本計画
(案)

発 行 : 岩倉市教育委員会
編 集 : 岩倉市教育こども未来部学校教育課
住 所 : 〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
TEL : (0587) 38 - 5818 (直通)
発行年月 : 2017 年 (平成 29 年) 3 月